

古代参河国と犬頭糸・白絹

西宮秀紀

はじめに

古代の社会において、多くの物品が地方から郡・国を通して〈都城〉に運ばれ、天皇・貴族に供せられ、また官人達の給与や国家運営の財政基盤となった。各国の産物は、各地域の自然や地形、つまり風土や人間の営みによって規定されていた。それだけではなく、国家の需要により求められた産物も多かったと思われる。日本列島に誕生した律令国家は、その版図内の様々な地域の産物を、支配・収奪する中でなりたっていた。古代の参河国の産物としては、平城宮跡出土木簡等により、南の海に浮かぶ佐久島・日間賀島・篠島（以上、幡豆郡）の御贄貢進による海産物が、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのであるが、陸地では何を産出していたのであろうか。

本稿は、これまで主に愛知県三河地域の市史等に、参河の産物として概説されてきた^①犬頭糸・白絹に関する全体像を、明らかにしようとするものである。それは結果的に、ここ安城市域が含まれた古代の碧海郡の風土を明らかにしてくれるであろう。なお、犬頭糸については、以前安城市史^②によりに少し記したこともあるが、枚数の関係で紹介に止まった。

その後『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』の編集に携わった一人として、新たな知見も増えたので、紙面をいただいたこの機会に詳論してみたい。

一 令・『延喜式』と参河国の絹・糸

最初に、周知のことであると思われるが、令文にみえる絹・糸についてみておこう。

養老賦役令¹調絹絶条によれば、「凡調絹絶糸綿布、並隨郷土所出¹。正丁一人、絹絶八尺五寸、六丁成²足。〈長五丈一尺、広二尺二寸。〉美濃絶、六尺五寸、八丁成³匹。〈長五丈二尺、広同絹絶。〉糸八両、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成⁴絢屯端⁵。〈端長五丈二尺、広二尺四寸。〉其望陞布、四丁成⁶端。〈長五丈二尺、広二尺八寸。〉・・・次丁二人、中男四人、並准⁷正丁一人⁸（以下、史料内の〈〉は割注等小字を示す）とあり、調としてまず絹・絶・糸・綿・布などの織維製品が挙げられており、このあと鉄・鋏・塩・魚介類・海藻類などが続く。

調は律令税制の基本であり、国司・郡司によって徴収され、一定期限内のうちに都に運ばれることになっていた。養老賦役令³調庸物条によれ

ば「凡調庸物、毎年八月中旬起輸。近国十月卅日、中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖。其調糸七月卅日以前輸訖」とあり、八月中旬から近国・中国・遠国と各国を区分し納入することになっており、調の糸のみは七月卅日以前に納入することになっていた。恐らく糸は原材料であり、他の物より早く納入が義務づけられていたのだと思われる。そして、養老賦役令²調皆隨近条に「凡調、皆隨¹近合成。絹絶布両頭、及糸綿囊、具注¹国郡里戸主姓名月日、各以¹国印¹々之」とあるように、調は近くの丁分を併せて足端とするのである。つまり、養老賦役令¹調絹絶条で見たように、正丁一人の絹・絶は八尺五寸で、六丁ごとに疋とし、長さ五丈一尺・広さ二尺二寸とするのである。養老賦役令²調皆隨近条の明法家の解釈は「跡云、仮調皆隨¹近合成、謂¹同郡¹也。国内亦同説非也」^①「穴云、問、隨¹近何。答、或云、一国内合成、或云、一郡合成、爲¹長、不¹通¹諸郡、合¹成足端¹耳。後定、以¹郡合成、而不¹足疋端者、通¹国内¹合成也。〈不¹依¹説之。〉」^②「義解」謂、一郡之内也^③「朱云、謂¹一郡内¹也、不¹及¹比郡¹也」とあり、一郡のうちで合成するとあり、郡を単位として行われたこともわかる。それらは、絹・絶・布は両頭、糸・綿は囊に国・郡・里・戸主の姓名・年月日を注し、各国の印を押すことになっていた。^④

以上のモノは郡の大蔵省に納められ、布や絹などの繊維製品や鉄は官人たちの季禄・位禄等として支給され、食料品の大部分と繊維製品の一部は大蔵省から、さらに諸官庁に配分された。^⑤

さて、以上の調であるが、繊維製品がまず筆頭に挙げられており、織

維製品以外は「若輸¹雜物¹」とあるところから、「調は絹絶糸綿布等の繊維製品で輸すのを基本とする觀念があったらしい」^⑥。その中でも、巻頭に掲げられている絹は重要であった。なお、『令集解』賦役令¹調絹絶条に「謂、細爲¹絹也。麁、爲¹絶也。积云、絹、細絶也。絶、麁絶也」^⑦とあり、いわゆる大化改新詔には絹一疋が絶二疋にあたるとあり、それくらい値打ちが違うモノであったようであるが、本条では絹と絶は並列されており、特に区別はされていない。

以上みたように、令の規定では当時の一般的な税制を規定しているだけであるが、令の式文を集めた延長五年（九二七）成立の『延喜式』には、さらに細かい国別の規定がある。そこで、参河国関係式文をみていきたい。まず『延喜式』（卷二十四主計寮上）⁵調糸条に「凡貢¹夏調糸者、伊賀三百紵^⑧、伊勢八百八十紵、〈白糸〉、参河一千紵、〈犬頭糸〉、越前一百紵、安芸五百紵、阿波一千五百紵、並七月卅日以前納訖。伊勢・参河・近江・美濃・但馬・美作・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波右、十二国並上糸」とあり、夏の調糸の貢調国として六国が特筆されているが、中でも参河国二〇〇〇紵が数的に一番多く、しかもここに「犬頭糸」とあり、伊勢国の白糸と対比されている点に注意しておきたい。^⑨

ところで、『延喜式』（卷二十四主計寮上）²諸国調条によると、調の糸には上・中・下糸の区分があり、「糸一丁成¹紵、〈上糸四両、中糸五両、麁糸七両各為¹紵。〉」とある。養老賦役令¹調絹絶条では、正丁一人は糸八両（同令義解説に糸十六両を一紵とする）としかないが、

さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計寮上) 3 諸国庸糸のように、庸としても糸が貢進されたが、「一丁・・・上糸二両、中糸二両二分、麩糸三両二分、〈並二丁成_レ絢。〉」とある。二丁分で絢とするわけであるから、二倍の分量となり、調の糸に比べると上糸は同じであるが、中・麩糸は庸糸の方がやや軽いということになる。これは、やはり品質と連動していると思われる。調糸が糸納入としては基本的で、庸糸は歳役の替わりの代納であるから、多少粗くてもかまわないという表れなのかもしれない。

さて、『延喜式』(巻二十四主計寮上) 5 調糸条によれば、このうち伊賀・越前国のみ中糸であるが、残る四国は上糸国である。勿論、参河国は上糸国とあり、隣の尾張国・遠江国は中糸国であった。これらは先述した養老賦役令3 調庸物条と同じく、七月三〇日以前に納められることになっていた。同じく、『延喜式』(巻二十四主計寮上) 17 参河国条にも「参河国〈行程上十一日、下六日。〉 調、・・・犬頭白糸一千絢、〈夏調、・・・。 自余輸_レ白絹」とも見え、先述した史料と同数量で、しかも「犬頭白糸」と記されている。また「自余輸_レ白絹」とある。この意味は、同式16尾張国条の「尾張国〈行程上七日、下四日。〉 調、・・・緋糸・縹糸・緑糸各冊絢、；糸廿絢、練糸二百冊二絢七両二分、・・・。自余輸_レ絹・糸・塩」と比較すると、さらに明解になる。つまり、尾張国からの練糸は二四二絢七両二分と多いのであるが、その他は染め糸であり、「自余輸_レ絹・糸・塩」とあり、参河国の「犬頭白糸」「白絹」という名称と異なっているのである。

ところで、『延喜式』(巻十五内蔵寮) 54 諸国年料条によると、
絶八百五十疋

調二百疋、〈白一百疋、参河国所_レ進。〉

〈色一百疋、近江国所_レ進。〉

交易六百五十疋、〈遠江・美濃・出雲・因幡・武蔵・上総・上野

七箇国各五十疋、但馬二百疋、播磨二百疋。〉

糸四千七百七十絢

調三千百八十絢

白糸二千八百八十絢、〈二千絢参河国所_レ進。 八百八十絢伊勢

国所_レ進。〉

色糸三百絢、〈伊賀国所_レ進。〉

とある。つまり、先ほど見た『延喜式』(巻二十四主計寮上) 5 調糸条の参河国と伊勢国の糸は、内蔵寮に納入されることが決まっていたわけである。

ちなみに『延喜式』(巻二十四主計寮上) 6 調絹絶糸にも「伊賀・伊勢・尾張・参河・遠江・・・土佐 右、廿九国輸_レ絹」とあり、「絹」を輸す国の中に参河・尾張国、それに近江国も規定されているが、絶の項目には入っていない。したがって『延喜式』(巻十五内蔵寮) 54 諸国年料条の絶の表記は絹と同義ということであろう。

次に『延喜式』(巻二十三民部省下) 63 交易雑物条にも、交易雑物として「参河国〈白絹百廿疋、・・・。〉」とある。交易雑物とは、本来各国に産する特産物を国衙正倉の正税をもって交易、つまり購入して都に

送るべきものであるが、『延喜式』同条によると、交易雑物の白絹について記載されている国のうち、伊賀国ほか一四国が十二疋で讃岐国のみ十疋とある。したがって、参河国の白絹百廿疋の数は、他の国に比べて一〇倍近いことがわかる。

以上の点から、やはり参河国の「犬頭糸・犬頭白糸・白絹」は全国的にみて特徴的であったことが知られよう。^⑩

さて、『延喜式』（卷五神祇齋宮）78調庸雑物条によれば、諸国から送られてくる調庸と、京庫に請い受ける雑物は寮庫に積み貯え雑用に支配されるが、その内訳の中に絹・絶七〇〇疋とあり、その内訳として「伊勢^⑪三百疋・尾張長絹二十疋・参河白絹卅疋・遠江絹一百五十疋・駿河絹一百疋・相模絹五十疋・美濃絹五十疋」とある。このうち、駿河・相模国は先の『延喜式』（卷二十四主計寮上）6調絹絶条には絶とあり、絹とはないとことから、駿河・相模は絶を指すのであろう。残る国は同条に絹とあるところから絹であったと思われる。このうち美濃絹は、養老賦役令1調絹絶条に「美濃絶、六尺五寸、八丁成^⑫匹。〈長五丈二尺、広同^⑬絹絶。〉」（但し『延喜式』では絹の部類に入っている）と丈量の規格が異なっていること、また歴史的條件が存したことが指摘されている。^⑭残る尾張・遠江国は、先ほどの式文中糸とあり、伊勢と参河・美濃のみ上糸であった。伊勢は齋宮の所在する国であり、美濃が特別な絹であったとするならば、これもまた参河の白絹は特殊な絹であったと言わざるをえない。なお、他に調糸としては尾張国から調糸二〇〇紬と、遠江国から庸糸が一〇〇紬送られており、参河国から糸は送られていない。

以上のように、齋宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇疋の「白絹」がもたらされていたことが知られる。参河絹の量の小量さや、糸が送られていないことからすれば、齋宮財政にとって、あまり重要な位置を占めていなかったと言えるかもしれない。しかしながら、中央財政との絡みで考えると、参河国の糸は中央財政にとって大事であったから、あえて齋宮へは割かれなかったと解釈できよう。いずれにせよ、隣国の尾張国の絹は「長絹」とあるように、通常の寸法よりも長いのが特徴であったようであるが、参河国の絹が「白絹」として表記されていることに注意したい。

したがって、整理すると参河国からの糸二〇〇〇紬は特に内蔵寮納入分で、その他白絹三〇疋は齋宮に、交易雑物として白絹一二〇疋は都（大蔵省）に回されていたことがわかる。

以上、『延喜式』から窺える、参河国の絹と糸についてみてきた。^⑮やはり参河国の糸は、特産品といってもよいであろうと思われる。^⑯ところで、普通に考えれば白糸と呼べば良いわけで、わざわざ犬頭をつけた理由は何か、ということが次に問題となろう。

二 『今昔物語集』の犬頭系説話

十二世紀前半に成立した『今昔物語集』卷二十六「参川国始犬頭系語第十一」は、参河国の犬頭系に関する伝承説話である。長文ではあるが、犬頭系に関する重要史料なので掲げてみよう。^⑰

今昔、参河国□郡二人郡司有ケリ。妻ヲ二人持テ、其二蚕養ヲ

セサセテ、糸多ク儲ケル。

而ルニ、本ノ妻ノ蚕養、何ナル事ノ有ケルニカ、蚕皆死テ、養得事無リケレバ、夫モ冷ガリテ、不寄付成ニケリ。然レバ従者共モ、主不行成ニケレバ、皆不行成ニケレバ、家モ貧ク成テ、人モ無ク成ヌ。然レバ、妻只一人居タルニ、従者僅ニ二人計ナン有ケル。妻心細ク悲キ事無限。

其家ニ養ケル蚕ハ皆死ニケレバ、養蚕絶テ不養ケルニ、蚕一ツ桑ノ葉ニ付テ咋ケルヲ見付テ、此ヲ取テ養ケルニ、此蚕只大キニ成レバ、桑ノ葉ヲ擇入テ見レバ、只咋失フ。此ヲ見ニ、哀ニ思ヘケレバ、搔撫ツ、養フニ、「此ヲ養立テモ何ガハセン」ト思ヘドモ、年来養付タル事ノ、此三四年ハ絶テ不養ケルニ、此ク不思ニ養タルガ哀ニ思ケレバ、撫養フ程ニ、其家ニ白キ犬ヲ飼ケルガ、前ニ尾ヲ打振テ居リケルニ、其前ニテ、此蚕ヲ物ノ蓋ニ入テ、桑咋ヲ見居程ニ、此犬立走テ寄来テ、此蚕ヲ食ツ。奇異妬ク思ユレドモ、此蚕ヲ一食タランニ依、犬ヲ可打殺ニ非ズ。

然テ、犬蚕ヲ食テ吞入テ、向ヒ居タレバ、「蚕一ツヲダニ不養得デ。宿世也ケリ」ト思フニ、哀ニ悲クテ、犬ニ向テ泣居タル程ニ、此犬鼻ヲヒタルニ、鼻ノ二ツノ穴ヨリ、白キ糸一筋一寸許ニテ指出タリ。此ヲ見ニ怪クテ、其糸ヲ取テ引バ、二筋乍ラ、絡々ト長ク出来レバ、籜ニ巻付ク。其籜ニ多ク巻取ツレバ、亦異籜卷ニ、亦□ヌレバ、亦異籜ヲ取出テ巻取ル。如此クシテ二三百ノ籜ニ巻取ニ尽モセネバ、竹ノ棹渡シテ渡ノ絡懸。尚其ニモ尽セネバ、桶共ニ巻ク。

四五千両許巻取テ後、糸ノ畢被絡出ヌレバ、犬倒テ死ス。時ニ妻、「此ハ仏神ノ、犬ニ成テ助ケ給フ也ケリ」ト思テ、屋ノ後ニ有畠ノ桑ノ木ノ生タル本ニ、犬ヲ埋フ。

然テ、此糸ヲバ細メ可遣方無シテ、繚フ程ニ、夫ノ郡司物ヘ行トテ、其門ノ前ヲ渡ケレバ、家ノ極テ□氣ニテ、人氣色モナケレバ、□ニ哀ト思テ、「此ニ有シ人、何ニシテ有ラン」ト、糸惜ク思ケレバ、馬ヨリ下テ家ニ入タルニ、人モナシ。只妻一人多ノ糸ヲ繚居タリ。此ヲ見ニ、我家ニ蚕ヲ養富テ絡懸ル糸ハ、黒シ、節有テ弊シ、此糸ハ雪ノ如ク白シテ光有テ微妙キ事無限。此世ニ類ヒナシ。郡司此ヲ見テ、大キニ驚テ、「此ハ何ナル事ゾ」ト問ヘバ、妻事ノ有様ヲ不隠語ル。郡司此ヲ聞テ思ハク、「仏神ノ助ケ給ケル人ヲ吾愚ニ思ケル事」ヲ悔、ヤガテ留テ、今ノ妻ノ許ヘモ不行シテ棲ケリ。

其犬埋シ桑ノ木ニ、蚕彈無鹽ヲ造テ有。然レバ、亦其ヲ取テ糸ニ引ニ、微妙キ事無限。郡司此糸ノ虫来ケル事ヲ国ノ司□ト云フ人ニ語テ出シタリケレバ、国ノ司公ニ此由ヲ申シテ、其ヨリ後、犬頭ト云糸ヲバ彼国ヨリ奉ル也ケリ。其郡司ガ孫ナム伝ヘテ、今其糸奉ル竈戸ニテハ有ナル。此糸ヲバ藏人所ニ被納テ、天皇ノ御服ニハ被織也ケリ。天皇ノ御服ノ料ニ出来タリ、トナン人語り伝ヘタル。亦今ノ妻ノ、本ノ妻ノ蚕ヲバ構テ殺タル、ト語ル人モ有、慥ニ知ズ。此ヲ思フニ、前生ノ報ニ依コソハ、夫妻ノ間モ返合ヒ、糸モ出来ケン、ト語り伝ヘタルトヤ。

『今昔物語集』は周知のように説話集であるが、その出所は大きく二

つに分けられ、その一は本集に先行する何らかの書物、その二は当時広く行われていた口語りである^⑥。

本話の典拠はよくわかっていないため、「もと土着の説話だったものが、税納された犬頭系に附随して都に伝わったのであろう」という解釈が一般的なものである。また、「蚕霊が犬から桑へと寄宿体を転じつつ本妻に福をもたらしているプロットは、昔話「花咲爺」などに類似するが、・・・本話を「花咲爺」の祖型視するのは当たるまい。犬を埋めた桑の木に繭が発生したとする所伝は、犬と馬の相違はあるが、張儼撰の『太古蚕馬記』（「搜神記」卷一四、『法苑珠林』卷八十園菓篇第七十二之余、『神女伝』蚕女の条にも所収）や、その系譜につながる一連の馬頭娘説話やオシラ祭文などに説くところと似ている^⑧」ことが、すでに指摘されている。

そこで、『太古蚕馬記』の構成をみてみよう。

- I 父親が出征し、娘が一人残っていた。
- II 娘は父親が恋しくなり、馬に父親を連れて帰ったら嫁になると言う。
- III 馬は父親を連れて帰り、父親はその約束を知り、その馬を射殺し皮を剥いで庭に干した。
- IV 娘が馬皮に、人間を嫁に欲しがったため殺されて皮にされたのは当然と言ったため、馬の皮は娘を包み込み飛びさった。
- V 数日後、庭の大木に娘と馬の皮が発見されたが、蚕と化して糸を吐いていた。

VI その蚕の作る繭は、普通の繭と違い糸の巻き方が厚く大きく、隣の女房が育てたところ通常の繭の数倍の糸が取れた。

VII そこで、その樹を桑と名付けた。桑は喪の意味である。

VIII それから百姓は競ってこの品種を育て、今の世に飼っている蚕がその品種である。

IX 桑蚕と呼ぶのは、伝説の蚕の名残をとどめているのである。

X 『天官』『蚕書』『周礼』、漢代の礼制などを引き、蚕神は「菀蝨婦人」などと言い、今日蚕を娘と呼ぶのは昔から伝えられている呼び方なのである。

このように、『太古蚕馬記』では娘と馬の異婚や桑木と蚕との関係、及び馬・（娘）の死と蚕による再生等がモチーフである。蚕と馬が同じ気、つまり蚕は別名竜精と呼ばれるように、馬と同じ気から発生したと言われており^⑨、それに基づいて馬から蚕への転生が説かれているのであろう^⑩。

- 一方、『今昔物語集』の方は、どのような構成であろうか。
- 1 参河国□郡の郡司が妻を二人もち、蚕を飼わせた。
- 2 本妻のところの蚕が皆死に、夫が冷淡になった。
- 3 偶々一匹の蚕が桑の葉にとまっており、大事に飼っていた。
- 4 飼っていた白犬がその蚕を食べ、鼻から糸が出てきた。
- 5 四五千両ほど巻き取ったら犬は死んだので、桑の木の根元に埋めた。
- 6 夫の郡司が立ち寄り、雪のように白いたくさんの糸の話の本妻か

ら聞き、仏神の助けと悟り、この妻と暮らすようになった。

7 犬を埋めた桑の木に蚕が隙間なく繭を作り、糸にすると素晴らしかった。

8 郡司はその次第を国司□に語り、国司は朝廷に言上した。

9 それ以後、犬頭という糸をこの国から献上することになった。

10 その郡司の子孫が受け継ぎ、糸を献上する家として続いている。

11 この糸は蔵人所に納められ、天皇の御召物として織られることになっていく。

12 天皇の御召物の材料として、この糸は現れたと人々は語り伝えていく。

13 新しい妻が、本妻の蚕を計画的に殺した、と語る人もいる。

14 前世の因縁で、夫婦仲も戻り糸も出てきたのであろう、と語り伝えていく。

日本の説話では、両妻の争いを背景に大事にされた蚕が報恩すること、死んだ白犬を埋めた桑木の蚕から素晴らしい糸がとれたこと、が基本としてあり、それに郡司↓国司↓朝廷という献上ルートで天皇のお召し物の材料になったこと、また仏教説話としての仏神の助けによること、など多くの要素が絡まり複雑になっている。

確かに、中国古代の説話と『今昔物語集』の説話を比較すれば、話根として馬・(娘) 或いは白犬の死と上質の蚕の再生、という共通項がみられる。

しかし、一方で日本の記・紀神話にみられる、オオゲツヒメ神話と類

似する点もみられ、直接中国の説話を下敷きにし、日本の説話として書き改めたと単純にみるわけにはいかないと思われる。何よりもモチーフの犬頭糸は架空の糸ではなく、日本古代の参河国□郡の犬頭糸である。白犬の鼻から糸が出るなど、いかにも荒唐無稽そうに見えるが、このような設定にいかほどの意味があるのであろうか。

『今昔物語集』では、中国説話の馬が白犬となっているところが大きな相違点であり、犬頭糸の名称にもなっている。なぜ馬頭糸とならなかったであろうか。ここに中国と日本の国情の差が垣間みられると思う。

説話の中心を犬に改変せざるをえないほど、この物語では、白犬が重要であり、ひいては犬頭糸の貢納という重要なモチーフがあるからである。

そこで、白犬について少しみてみよう。『今昔物語集』の本朝部には犬の登場する説話は十三話あり、犬は獵犬として飼われており、また家に犬が居着いていた。卷三十一の北山狗人為妻語第十五は京の北山あたりの話である。異郷説話であり、人獣婚姻譚であり、中国の「瀟湘録」(広百川学海第七冊)に犬が女性と夫婦になる話がある。しかし、『今昔物語集』の白狗は「其ノ時ニ、狗此ヲ聞知リ顔ニテ、入テ竈ノ前ニ臥セリ。芋ト云フ物を績テ、狗ノ傍ニ居タリ」と表現されており、女性が糸を紡いで、狗は家の中の竈の前におり、この白狗は「神ナドニテ有ケルニヤ」と伝えている。つまり、当時犬は家の中でも飼われており、女性が糸をつむいでいたため、本説話のモチーフとして選ばれたのであろう。しかも白犬は、白色の動物が靈妙な力をもつと考えられていたことと深い関係があるのであろう。白犬の白は、さらに犬頭糸が雪のように白

光沢をもっていたことも、懸けられているのであろう。また、蚕の頭は馬だけでなく白犬の頭とも似ていると思われる。以上のような理由で、白犬が日本の説話に登場するのであり、それが犬頭系の犬頭となった由来と思われる。要するに、白い光沢のある糸を吐き出す蚕の化身として、白犬が象徴化されて登場するのであろう。

三 『今昔物語集』(卷二十六第十一)の□郡と犬頭神社

次に取り上げたいのは、参河国□郡の女性(本妻)が飼っていた蚕の紡いだ糸が、郡司家世襲の特産品として、蔵人所に貢納され、天皇の御服料となったという点である。本説話の□郡とは、何郡にあたるのだろうか。

この説話の冒頭の郡名は残念ながら欠字になっており、

A 碧海郡説(小学館新編日本古典文学全集本、小学館日本古典文学全集、岩波書店日本古典文学全集)

B 宝飯郡説(岩波書店新日本古典文学大系本)

C 碧海郡或いは宝飯郡説(『新潮日本古典集成 本朝世俗部二』)が出されている。^{②③}

まず、A(小学館本新編日本古典文学全集本。小学館日本古典文学全集もほぼ同文)の注釈には「三河国内神名帳、明神二十二所の一所に「従四位上犬頭明神 坐碧海郡」と見えるのは、犬頭系とゆかり深い神社で、本話は犬頭系縁起であると同時に犬頭明神の縁起譚でもあったか。『和漢三才図絵』には上和田森崎とする」と注釈している。この犬頭神

社は、『延喜式』(卷九神祇神名上) 15参河国条にみえておらず、それは碧海郡の糟目神社が、後述する関係神社としてみえるだけである。また、猿投神社蔵『三河国内神明名帳』(慶安二年(一六四九)書写)^④には「正四位下 糟目明神 坐碧海郡」もあり、『三河国内神明名帳』書写の時代には糟目明神と犬頭明神は別の神社と認識されていたことが知られる。

ところで、この犬頭明神は碧海郡にあるとあるが、現在旧碧海郡に属する範囲で犬頭神社と称する神社は岡崎市宮地町の糟目犬頭神社である。当社の記録として信頼できるのは「犬頭社領、三河国碧海郡上和田宮地村之内四拾三石事、並社頭竹木諸役等免除、任慶長八年(一六〇三)八月廿八日、・・・先判之旨、永不可有相違者也、寛文五年(一六六五)七月十一日」^⑤とある。また、石鳥居の銘に慶長十年の建立で「三川碧海郡和田江犬頭大権現」、唐猫の銘に「三州碧海郡和田犬頭宮、慶長十乙巳六月吉日」「三河国碧海郡和田郷熊野権現犬頭」とある。^⑥

この犬頭神社にまつわる伝承を、古い順に掲げてみよう。

まず、『和漢三才図絵』は正徳三年(一七一三)寺島良安が編集したものであるが、天正年中(一五七三～一五九二)に領主宇津左門五郎忠茂が狼をしに山に入った時、従っていた白犬が、一樹の下で俄に睡魔に襲われた忠茂の熟睡を妨げたため、刀で犬の頸を切ったところ、頭が樹の梢に飛んで、大蛇の頸に噛みつき事なきをえた記述がある。その結果、犬の忠情を感じ、頭尾を両和田村に埋め祠を立て祭ったという。家康が此を聞いて感嘆し、知行地を賜い、これが宇津氏大久保一族の先祖とあ

る。^②次に、天明二年（一七八二）に堀田六林が集成した天野貞景の『塩尻』によれば、三州の下和田村に尾犬頭の祠があり、四十五石の祠領は本多、大久保、中根の三氏に附せたという。上和田村に首犬頭神の祠があり、その伝えに、和田氏が昼寝をしていたところ、近くの池の大蛇が呑もうとして這い寄った。手飼の犬が、その蛇をふせぐため吠えたので目をさました。犬を切り殺してしまい、後に事実を知り、尾頭を捨てた処に祠を建て祀ったという。^③最後に、天保十年（一八三九）に羽田野敬雄が著した『参河国官社考集説』によれば、糟目神社の項に、「宮地村犬頭社由来書」に文和二年（一三五三）上和田城主宇津宮左近将監泰藤が狩りをしていたとき、犬のために危難を免れたため、熊野の末社に犬頭霊神と崇び祀り、尾は下和田の新宮に犬尾霊神と祀り号し、慶長八年（一六〇三）東照神君より犬頭大明神として社領四十三石を賜り、これより以来本末合殿に祀り、糟目神社犬頭大明神と号した、という伝承がある。^④

この三書によれば、主人公や時代にずれがみられるが、両和田の犬頭及び尾の祠が建立されたという点は共通しており、両社の建立にまつわる伝承であることがわかる。ただ、糟目神社と犬頭神社との関係については不明な点も多いが、この三書の伝承の内容は類似したもので、『今昔物語集』の前章で述べた説話と無関係ということになる。この三書の伝承は、『今昔物語集』巻二十九第三十二の翻案、と言うより内容が類似する『三国伝記』の義犬伝承の可能性が高い。^⑤

一方、Bの説の注釈には論拠が示されていないが、あえて推測すれば

豊川市千両の犬頭神社を想定されてのことではないか、と思われる。犬頭神社とは、現在千両町にある神社である。こちらの犬頭神社の伝承としては次の二つがある。^⑥

A 「三河国古蹟考」（羽田野栄木、弘化年間（一八四四〜八）刊）

予天保五年二月廿八日 宝飯郡免渡庄千草郷下千両村ヲ尋テ 犬頭大明神へ参詣テ其村人ニ問聞ケルニ 古老ノイヒ伝ヘニ 昔アル人來テ此村ヲ開発ス 其人犬ヲ連來レリ 其犬金ヲ糞ス 年々千両アリ 故ニ千両ト号 其犬死テ埋メタル処ニ社ヲ建テ犬頭大明神ト祀ル 又此村ノ出郷ニ大崎六角トイヘルニ村アリ 大崎ハ旧ク尾崎ト書テ其犬ノ尾ヲ埋メタル処 又六角ハ犬ノ頭ニ六角ノ如キモノアリ ソヲ埋メシ処也 又今近処ニ足山田村トイフアリ ソハ足ヲ埋メタル処也トイヒ伝フトイヘリ 又社内ニ大木アリテ朽果タリ 何ノ木ト村人ニトヘルニ知ル人ナシ モシ桑ノ木ニテハナキカ ヨク可考

B 「宝飯郡千両村旧跡表」（島田広澄、一八九一年）

頃は人皇三拾五代、舒明天皇ノ時代ニ当リ 姓名者詳ならざれ共郡司といふ者有 此人ハ一郡ヲ納る当時之郡長也 去ニよつて郡司トいふ也 此人之妻女ハ南設楽郡ノ山家ニ金満家有其人之娘なり、郡司方へ嫁シテヨリ養蚕桑シミ 年々勉強なし養生ク致せし処、阿る年珍ら敷大キなる虫生イ立殊の外祝び勇 大切ニ致居ル内 いつの間にかた家内ニてう愛の犬有 其犬が右ノ虫ヲ不残 食クせしを内儀見付大氣ニ立腹シテ 此畜生メ是迄永々安樂ニ暮せし恩も弁

- へず大切の虫ヲ盗食 畜生メ我家ニ者片時モ置レヌ 何レヘ成共ウ
 セヲレト追出されて 犬ハ是非なく打志保レ門外ヘ出行キ 口ヨリ
 糸ヲ吐 犬ハ其儘死失たり 斯共知らず内儀ハ 犬ハいかガ致しつ
 らんと見連バ 口ヨリ糸ヲ吐死デ居ルゆヘ大氣ニ驚き 畜生ながら
 ただ毛のならずと犬の頭ヲ勸上なし犬頭神社ト祭り今村杜氏神也
 字千ノ両トイふ畑有 骸ハ此処ニ埋メ上エふた大石ヲ置たるよし
 五拾年以前迄ハ其石 畑中ニ有ト聞 今ハ埋レテ見ヘズ 郡司屋敷
 ハ字糸宅トイふ所ニ有ト聞ク 犬ガ糸ヲ吐たる所ゆヘ字糸宅トイふ
 是ハ犬頭社ノ裏手ノ畑也 犬の吐たる糸ハ当郡東上村ニテわくヲ
 繰 当郡足山田村ニテはたニ織、其絹ヲ天照皇大神宮の御簾ニ献シ
 たるよし 其絹千両ノ価ハ阿るゆヘニ村名ヲ千両ト付タルト聞伝
 Aは天保五年（一八三四）に、犬頭大明神へ参詣したときの古老の話
 である。犬が金を糞し、年々千両となったので千両と号した話である。
 その犬が、死んだところに社を建て、犬頭大明神として祀ったという。
 一方、Bは次のような内容である（なお、○内の数字は『今昔物語集』
 の構成内容〈六〜七頁参照〉との話根の、おおよその対応を示すもの
 ある）。
- 舒明天皇の時代。
- ① 郡司の妻は、南設楽郡の山家の金満家の娘であったが、養蚕を楽
 しむ。
- ③ ある年に、珍しく大きな虫が生まれ、大切にしていた。
- ④ 寵愛の犬が、その虫を残らず食べてしまった。

- ⑤ 内儀は立腹し、犬を追い出すが、犬は出ていき口から糸を吐いて
 死んだ。
- 内儀は、それを見て大いに驚き、犬の頭を勧請し犬頭神社として
 祭った。今、村社の氏神になっている。
- ⑦ 千両という畑に、死骸を埋め、大石を置いた。五十年以前までは
 畑の中にあると聞いたが、今埋もれて見えない。
- ⑩ 郡司屋敷は、字糸宅（いとげ）というところであり、犬が糸を吐
 いたから字糸宅という。
- ⑩① 犬の吐いた糸は、東上村でわくを繰り、足山田村で機織りし、天
 照大神皇大神宮の御簾（御簾カー西宮注）に献上した。
- その絹は、千両の価値があるので村名を千両と付けた、と聞き伝
 えている。
- 「宝飯郡千両村旧跡表」を書いた島田広澄は、「参河国名所図絵」（夏
 目可敬編、弘化元年〈一八四四〉〜嘉永四年〈一八五二〉）に「犬頭の
 糸の事、諸書に挙ると雖も未だ其産所を詳にせず、蓋し当村より献りし
 にはあらずや」とし、千両村と犬頭糸の関係を述べていた説に、さらに
 伝承を加えたのである。しかし、犬が虫を食べ糸を吐き死ぬ話根は同じ
 であるが、犬頭の糸の伝承というより、犬頭神社の由来となっており、
 しかも伊勢神宮への献上というように、糸のもつ意味が別の意味に変換
 させられている点注意しなければならない。千両という地名は、漢字の
 もつ千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられて
 いない^⑧。なお、千両という地名であるが、現在のところ弘長元年（一二二

六一一年) 六月十五日の上千両神社棟札銘が最古のものである。

さて、問題となるこちらの犬頭神社の由来であるが、「奉造立犬頭大明神 上下千両 天文拾六年卯月十七日」という天文十六年(一五四七)の棟札が存する位である。

以上、両犬頭神社関係の歴史・伝承について従来の説・資料を検討してきたが、現在のところ、犬頭神社(千両町)は十六世紀中頃、糟目犬頭神社(岡崎市)は十七世紀初頭まで社名が遡ることが知られるが、それ以前の歴史は不明とせざるをえない。一方、伝承からすれば犬頭神社(千両町)は『今昔物語集』巻二六第十一話、犬頭神社(岡崎市)は『今昔物語集』巻二十九第三十二、と言うより『三国伝記』の系統の可能性が高いことが知られた。また所在する地名・字名から、千両・字系宅という地名・字名は気になる存在である。

以上の伝承・地名をみれば、千両町の神社は『今昔物語集』の犬頭系伝説に由来しているということになる。しかしながら、それがいつまで遡るかという点は不明であり、千両という地名から新しく付加された可能性も否定できない。碧海郡の犬頭神社の伝承も『今昔物語集』の犬頭系伝承と異なっているが、当初の犬頭伝承が忘れ去られた後、義犬伝承に改められたことも考えられる。つまり、両犬頭神社の由来伝承から『今昔物語集』の参河国□郡の□を、どちらかに想定するのは、あまり論拠として有効でないということになる。ただ、十七世紀中頃書写の『三河国内神明名帳』によれば、先述したように三河国で犬頭にかかわる神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬

頭神社の名は挙がっていない。また『三河国内神明名帳』を所蔵する猿投神社は、仁寿元年(八五一)十月乙巳条(『日本文徳天皇実録』)に従五位下を授けられたとあり、『延喜式』(巻九神祇神名上)15参河国条にも登録されている古社である。神社には白鳳寺と称す神宮寺が存在したが、修正会結願の国内神名帳奉唱神事は、慶安二年(一六四九)以前から行われてきたことは確実である。なお、熱田神宮寺の修正会は、貞治三年(一三六四)に国内神名帳(如法院本)を奉唱していたことが明らかであるので、猿投神社の神名帳奉唱神事も右年次よりさらに古く遡る可能性があろう。したがって、正確な年代は確かめたいが、猿投神社の奉唱神事が行われたころ、碧海郡の犬頭神社の方が犬頭神社として有名であったことは確かである。

四 『今昔物語集』の蔵人所と平安時代参河国の絹・糸

もう一つの問題は、本説話に見える犬頭系は蔵人所に納められ天皇の御服となった伝承で、これはいわゆる天皇の御服料にかかわる話である。

この点について、蔵人所納入は不審・誤伝とする注釈もあるが、天皇の御服を納入した場所がどこかが問題となろう。果たして誤伝と言いつかれるのか否か、ここで天皇の御服料と蔵人所の制度を振り返りたい。

十世紀中頃の成立と言われている『九条年中行事』(藤原師輔著)には、御服料国として「伊勢(白絹)・参河・近江・美濃・備前・阿波」が挙げられており、「右六ヶ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国は、糸を貢進する規定であったと思われる。先述したように、それより

以前に成立した『延喜式』（巻十五内蔵寮）54諸国年料条によると、参河国と伊勢国の糸は内蔵寮に納入されることが決まっていた。

そこで、内蔵寮と御服の關係について少しみておきたい。職員令7内蔵条によると、「頭の職掌の中に「年料供進御服」とある。養老倉庫令は散逸し、逸文としてしか知ることが出来ないが、逸文から復原される4大蔵出給条によると、内蔵には一年間の物を大蔵から分けて入れ、月極で貯え分を出し用いるとある。内蔵は養老令では中務省の被管で、『日本書紀』持統天皇七年（六九三）四月辛巳条に「内蔵寮允」がみえ、恐らく飛鳥浄御原令で規定された官職と推定される。天皇の御服は重要なので、遅くとも七世紀末段階で内蔵寮に天皇の御服關係の品目が納められていた可能性もあろう。但し、大蔵省から分け入れられるということからすれば、また犬頭系の名称の初見が遅れることからすれば、参河の糸が直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。

一方、蔵人所であるが弘仁元年（八一〇）に成立し、寛平・延喜年間を中心とした九世紀末から一〇世紀初頭にかけて、内蔵寮を実質的に支配していったとされており、蔵人所牒により蔵人所召物がなされ独自に費用調達ができたこと、また承和（八三四～四八）の段階で、蔵人所は既に内蔵寮・主殿寮などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及び作物所・校書殿などの既存の所々に対して召仰をおこなっていたとみられ、『蔵人所承和例』の存在を重視すべきであると言われている。

とすれば、先ほどの『今昔物語集』の注釈のように誤伝と考える必要はないと思われるが、果たして『今昔物語集』のような状況は何時から

始まったのであろうか。『今昔物語集』は十二世紀前半の成立と言われているので、平安時代の参河国と糸・絹の貢進状況を、改めて検討してみたい。平安時代（後述の都合上、奈良時代も含む）における参河国と絹・糸の關係史料をまとめたのが、次頁の表である。

まず、天禄二年（九七二）七月一九日官符（『別聚符宣抄』）によれば、参河国から交易絹六〇疋が八月までに納入されることになっていた。この官符は、ほぼ全国に賦課されており、特に参河国が選ばれたわけではないし、量的に特に特徴的な数値でもない。これは「臨時交易」で、十世紀末からみられなくなり、代って行事所召物がみえる。つまり臨時交易制から召物制へ変化するのであり、臨時召物としては行事所召物と蔵人所召物がある。

『権記』長保元年（九九九）九月六日記事によると、御壁代等料として蔵人所が参河国等に絹の貢進を命じる蔵人所御牒を出して、参河国から絹十疋を貢進させている。これは臨時の蔵人所召物の成立の初見史料で、蔵人所召物はこれ以前の九七〇～八〇年頃に成立したと推測されている。翌年十月七日にも、中宮藤原定子の御産雑事として、参河国等から絹十疋が蔵人所牒で召されている（『権記』）。

そして十一世紀に入り、『御堂関白記』長和五年（一〇一六）七月十日記事に、皇太后藤原彰子に奉られた年物の中に「犬頭糸五十絢」が「丹波糸百絢」と並んでみえ、納殿預（蔵人所雑色）の高階成章が奉っている。この記事が、『延喜式』以外の史料にみえる、犬頭糸の初見記事であり注目したい。

表 参河国の(犬頭)糸と絹史料一覧

No.	年 月 日	西暦	事 項	出 典
1	和銅 5・7・壬午(15)	712	綾・錦を織らす※ 1	続日本紀
2	天平宝字 2・9・8	758	色絹	正倉院文書
3	4・末カ	760	白絹	〃
4	延暦 15・11・乙未(8)	796	養(蚕カ)	日本後紀
5	延長 5	927	白糸・犬頭糸・犬頭白糸 2000絢(調) 白絹 120疋(交易雑物) 白絹 30疋(斎宮) 白絹(調、自余) 白絹(内蔵寮、調)	延喜式 ※ 2
6	天徳 4	960	御服料(糸・絹カ)	九条年中行事※ 2
7	天禄 2・7・19	971	絹 60疋	別聚符宣抄
8	天元 5	982	絹	西宮記 ※ 3
9	長保元・7・6	999	絹 10疋	権記
10	2・10・7	1000	絹 10疋	〃
11	長和 5・7・10	1016	犬頭糸 50約 ^(絹)	御堂関白記
12	万寿元・12・1	1024	桑糸 50疋	小右記
13	長元 4・1・1	1031	糸 10絢	〃
14	9・6・14	1036	絹 10疋	範国記
15	7・7	1036	犬頭糸解文	〃
16	永保元・10・29	1081	糸 180絢	水左記
17	2・6・16	1082	精好絹 11疋、糸10絢	江家次第
18	寛治 4・12・25	1090	絹野※ 1	後二条師通記
19	嘉承元・11・9	1106	(絹カ) 8丈5尺、糸10勾 ^(絹)	中右記
20	2・8・23	1107	絹 2500 疋	〃
21	3・7・19	1108	(参川) 長絹	〃
22	天永 2	1111	参河糸	江家次第 ※ 4
23	応保元・12・15	1161	犬頭糸	山槐記
24	仁安 3・7・6	1168	犬頭糸 400絢(碧海荘 60絢)	兵範記
25	7・7	1169	御服犬頭糸	〃

注

- ※ 1 糸・絹を直接示さないが参考資料として掲げる。
- ※ 2 年紀は藤原忠平らの奏進年に収めてある。
- ※ 3 年紀不明記事のため、編者源高明の没年に収めてある。
- ※ 4 年紀不明記事のため、編者大江匡房の没年に収めてある。

また、『小右記』万寿元年（一〇二四）十二月一日記事によれば、「三河守大江定経」が「桑糸五十疋・織物綾掛等」を藤原実資に「志」として贈っている。実資の娘千古の着裳のための「料材」とはいえ、参河守が都の貴族に贈る「志」が桑糸と綾で、綾は絹織物であるから、やはり絹糸・絹織物が特産品であったことを示しているよう。

同じく『小右記』長元四年（一〇三一）正月一日記事には、参河守藤原保相が糸十絢を進めている。また、『範圍記』長元九年（一〇三六）六月十四日記事には、後朱雀天皇の即位の執翳の装束料として絹六十疋が急な公用として入り用になり、諸国召しが行われているが、その内訳は「美濃・尾張・参河・但馬・丹波・阿波」各十疋であった。『延喜式』（巻二十四主計寮上）5調糸条によれば全て絹を輸す国であり、このうち美濃・参河・但馬・阿波は先述した上糸を、残る二国は中糸を輸す国であった。「急速公用」の召しの絹として参河国が選ばれているのである。そして同年七月七日（『範圍記』）、参河国司から送られてきた犬頭糸の解文を関白左大臣藤原頼通が内覧し、天皇に奏聞し命令を下すべし、と述べている。

『水左記』永保元年（一〇八一）十月二十九日記事によると、宋国への信物として「糸綿支配」の国々が定められたが、「糸千絢。尾張（二百十絢）、参河（百八十絢）、美濃（二百廿絢）、丹波（百八十絢）、但馬（二百十絢）」とある。参河国の糸一八〇絢が、他の尾張・美濃・丹波・但馬などと比べ特に多いというわけではないが、先述した『範圍記』長元九年（一〇三六）六月十四日記事にみえる国名と、阿波

を除き一致していることから、これらの国々は当時の代表的な糸産出国とみなせるであろう。

永保二年（一〇八二）六月十六日の永宣旨（『江家次第』卷三十二）によると、後三条天皇の御願寺であった円宗寺最勝会に貢進するモノのリストに、「精好ノ絹卅一疋 十一疋（参河） 十二疋（美濃） 八疋（阿波）・・・糸卅四絢 十絢（参河） 十四絢（美濃） 十絢（阿波）」とあり、参河国として「精好絹十一疋」「糸十絢」が挙がっている。美濃・阿波と並んで記されている理由も、上記してきたことと同様であろう。

『後一条師通記』の寛治四年（一〇九〇）十二月二十五日に、「参河国絹野」が藤原師通と藤原師実の間で問題となっている。絹野という地名は不明であるが、絹産地と関係する地名であろう。具体的にごことを指すのか不明であるが、約四十年後の『夫木和歌抄』に

為忠朝臣三河国名所歌合 藤野村 藤宗国

紫の糸くりかくと見えつるは藤野の村の花ざかりかも

とあり、これは三河守藤原為忠主催の歌合で藤原宗国が詠んだ歌である。藤野は、今の市内桜井町・川島町・村高町の辺りと推定されているが、藤野の藤と紫はかけられていると思われる。「糸くりかくと」は繭から糸を引き出す作業をさし、藤野の地が糸を操る人々を念頭において詠われたものと思われる。

一二世紀に入り、嘉承元年（一一〇六）十一月九日条によれば、春日祭使の「諸国所課」として五十七国等と物品が記されているが、「参河、

〔八丈五疋、糸十勾、伊通〔右衛門督、送之〕〕とあり、糸に関しては他に「尾張〔八丈五疋、糸十勾〕」が挙がっているだけである(『中右記』)。また、同二年(一一〇七)八月二十三日堀河天皇の法事のさい、参河守藤原隆頼が「非時」として絹三五〇〇疋を献上している(『中右記』)。この時、加賀守の藤原敦兼も「国絹二〇〇疋」などを献上していることからすれば、隆頼の献上絹は私的なものと考えてよからう。つまり、参河守という職権を使用して集積した絹を献上したと考えられる。しかも加賀守は、他に綿一五〇〇両・米三〇〇〇石を献上しており、絹が加賀守としての主要な献上物であったわけではない。さらに参河守の二五〇〇疋という量の多さは他にみえないものである。また、翌年七月十九日記事によれば、堀河天皇の一周忌が営まれ「法服」が七僧のもとに分ち送られたが、その法服について「件法服本院調^{〔白〕}之、本在^{〔白〕}納殿糸并参川守隆頼所進長絹等」とあり、三河守藤原隆頼の献上の長絹が納殿の糸ともみえる。この納殿の糸も、参河国の「犬頭糸」であった可能性が高い。

また、大江匡房が一一年に死ぬまで書き継がれていた『江家次第』巻二に、卯杖の儀式に使用する卯槌の料糸として、十両二分は三年に一度参河の糸を請うとあるが「白」とあり、七両二分の丹波の糸と区別されていた。これらの糸は納殿に申請し、蔵人が受け取るとあり、納殿に参河白糸が収められており、儀式等に提供されていたことがわかる。また、一二世紀中頃の応保元年(一一六一)十二月十五日の『山槐記』記事によれば、内裏の納殿の「犬頭糸」が無くなったことを納殿蔵人の藤

原頼保が申上してきたので、五位蔵人に仰せつけられるべきとある。結局、五位蔵人の藤原長方が任じられた。長方がどのように犬頭糸を補充したのか不明であるが、「正^{〔月七〕}日^{〔月七〕}節会以後御装束無^{〔月七〕}其用途、仍所申請也」とあり、節会等の御装束に納殿の犬頭糸が欠くべからざるものとなっていたことがわかる。

さて、仁安三年(一一六八)七月六日の『兵範記』によれば、蔵人平信広が犬頭糸の解文を二通申上してきたので、平信範が後白河院と皇太后藤原呈子に報告している。これによると参河国衙から四〇〇勾^{〔月七〕}(総数二〇〇〇両、勾別五両の定めを調進してきたが、三条女御領碧海荘の立荘のさい国衙領を取り込んだので、荘分の六〇勾が賦課され、別に国衙領分三四〇勾も進上された)とあり、「年中御服用途」の大略を申し入れたとある。すなわち、近年以前国衙から四〇〇勾^{〔月七〕}二〇〇〇両が犬頭糸として調進されていたことがわかる。また、『延喜式』では犬頭糸二〇〇〇両とあり、上糸は一両^{〔月七〕}四両であるから、八〇〇〇両となり、十二世紀段階ではその二十五パーセントに落ち込んでいることがわかる。これは恐らく国司独自の収奪が増えたためであろう。

また、翌七日には桂芳坊において、御服の犬頭糸を織女に借りたのは例の如しとあり(『兵範記』)、桂芳坊の納殿には御服の犬頭糸が保管され、それを乞巧奠の儀式に転用していたことが知られる。

以上、参河国と絹・糸をめぐる平安時代の記事等を見てきた。十世紀後半から、蔵人所が召物牒を諸国に出して割り当てていることがわかる。長和五年には蔵人所の納殿預高階成章が、皇太后に年物を奉っているが、

その中に犬頭糸五〇絢があり、これが『延喜式』文（延長五年完成）を除くと、犬頭糸の名称の初見である。また嘉祥二年には、参河守が絹二五〇〇疋を献上している。つまり、蔵人所の召物の形で絹や糸が徴収されていたわけで、内蔵寮に入るべき糸も蔵人が差配していたとすれば、天皇の御服料も関与していたとみてよいであろう。さらに先述したように、蔵人所が寛平・延喜年間を中心とした九世紀末から一〇世紀初頭にかけ、内蔵寮を実質的に支配していたと言われている^⑧。したがって、『今昔物語集』の蔵人所は誤伝とは言えないであろう。恐らく九世紀頃蔵人所の成立後、近年の研究では承和の頃から召し仰せを行っており、遅くともその召物に絡んで犬頭糸納入が行われていた可能性がある。また、参河国の犬頭糸の説話も平安京へ伝来したものと推測され、それが後に『今昔物語集』の編者の耳に入ったものと思われる。もし、それ以前に遡るとすれば、『日本霊異記』や『風土記』逸文などとして残る可能性があると思われるし、後述するように奈良時代史料には、まだ犬頭糸という名称はみえていない。

『今昔物語集』成立後、しばらくしての記事が『兵範記』の仁安三（一一六八）年七月六日・七日条で、ここには御服用の参河国の犬頭糸が詳しく書かれている。ここでは全部で四〇〇勾という単位であり、そのうち碧海荘から六〇勾分が調進され、国衙から三四〇勾進上されることになっていたことがわかる。この記事から、かつて参河国衙から犬頭糸が一括調進されており、国衙領の一部が碧海荘に組み込まれ賦課されているところから、犬頭糸が碧海郡からも調進されていたことは明らか

である。このように犬頭糸が調進された地域としては碧海荘のみ明らかであり、元弘三年（一一三三）段階でも、碧海荘の犬頭糸は特記されている^⑨。すると、やはり先章でも述べた碧海郡の犬頭神を祀った神社の存在は、無視できないであろう。神社の位置比定はなかなか難しいが、糟目・犬頭・糟目犬頭神社の比定地が、おおよそ矢作川沿岸地帯（左岸ではあるが）であることも参考になると思われる。いずれにせよ、碧海の地で犬頭糸を作っていたことは間違いない。

五 奈良・平安時代前期の参河国の白絹・糸・桑

さて、以上のような参河国の糸や白絹は、いつまで遡れるのであろうか。

ここで注目されるのが、天平宝字四年（七三二）末のものとされる『正倉院文書』（続々修四十五帙五卷）の「造金堂所解案」である。これによれば「三川白絶」とあることで、すでに奈良時代から「白絶」が有名であったことがわかる。絶と書いてあるが、この頃には先述したように絹と同義であろう。この文書の最後に三川白絶の値段が記されており、一匹の値段は八〇〇文・七五〇文・七三〇文であり、安芸絶・讚岐絶が六六〇文、丹波絶が七〇〇文と六八〇文であることからしても、「三川白絶」が高級品であったことが知られる。なお、『延喜式』（巻二十四主計寮上）56安芸国条・62讚岐国条・43丹波国条には、いずれの国も絹を輸す国として挙がっている。

また、『正倉院文書』（続々修四十四帙十卷裏）の天平宝字二年九月八

日、恵美押勝の命により経師の布施に充てるための文書によれば、絁や綿・羅が売却され銭に替えられたことがわかる。その中に「参河白絁一百九十七匹」とあり、一四七貫七五〇文で売却されたことが分かる。これも「参河白絹」のことであろう。ここでは一匹七五〇文とあり、天平宝字頃参河白絹はおおよそ七五〇文で取引されていたことが知られる。溢幡絁・椽絁と比べ高く、羅に匹敵する値段であったことがわかる。

なお、参河の糸に関しては、残念ながら史料に恵まれていないが、『正倉院文書』（続々修四十七帙三卷）の塵芥に「参河練白□□」⁽⁸⁾とある。残念ながらその下は読めないが、『延喜式』（卷二十四主計寮上）⁽⁹⁾16尾張国条の貢進される調の中に「練糸」があるので、もしかしたら「練白糸」の可能性があるが、或いは「練白絁」かもしれない。いずれにせよ、練ることによって一層白さが増すのであろう。

さらに、『続日本紀』和銅五年七月壬午条によると、伊勢・尾張・参河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・伊予・讃岐等の二十一国に、始めて綾・錦を織らせたとある。綾も錦も高級絹織物であるが、前年に挑文師を派遣し錦綾を織ることを教習させた成果と言えよう（和銅四年閏六月丁巳条）。これも駿河・伊豆の鹿糸・絁（『延喜式』卷二十四主計寮上5調糸条）を除けば、上糸・中糸国であり、絹の貢進国であった。

次に、平安時代前期の記事を二つ取り上げてみたい。一つは『日本後紀』延暦十五年（七九六）十一月乙未条に「遣伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等国婦女各二人於陸奥国」、教習養□□以三年」とあ

り、この□□は「蚕限」と想定されている⁽¹⁰⁾。このうち丹波は中糸で、相模は鹿糸とあるほか上糸のグループである。また、相模国は絁を輸す国で、他は絹を輸すグループに入っている（『延喜式』卷二十四主計寮上5調糸条）。何故、上糸だけのグループでないのか気になるが、少なくとも養蚕を行っていた国であることは確かであろう。

今一つは『日本三代実録』仁和三年（八八七）六月二日条で、「伊賀・伊勢・尾張・伊豆・近江・美濃・越後・丹後・但馬・出雲・播磨・備前・備後・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土左等十九国貢絹、鹿悪特甚、不如昔日、勅譴国宰、探取正倉旧様絹、毎国賜一疋、依旧様織作」とある。この十九国に参河国が見えないことは、やはり重要であろう。ここに挙げられた国は、先述した『延喜式』（卷二十四主計寮上）⁽⁹⁾13伊賀国条等と照らしあわせれば、伊豆のみ純貢進国で、残りは絹の貢進国であった。また、糸の貢進国でみると伊豆は鹿糸であったが、残る伊勢・近江・美濃・但馬・備前・安芸・備後・紀伊・阿波は上糸で、伊賀・尾張・丹波・播磨・讃岐・伊予・土左は中糸国であった。さらに夏調糸を貢進する国で挙がっていないのは参河と越前・安芸だけである（以上、『延喜式』卷二十四主計寮上5調糸条）。すなわち、参河国の絹の品質は維持されていたと推測できよう⁽¹¹⁾。

以上のことから、奈良・平安時代前期には参河国の絹・糸は全国的に見て常に脚光を浴びており、品質が維持されていたことがわかる。しかしながら、犬頭糸という名称はみえていない。

ところで、もう一つ考えなければならぬことは、先ほど見た白糸二

〇〇〇絢という量である。これほど大量で、良質の糸が採れるということとは、余程条件が整わないとかなわないのではあるまいか。

ちなみに二〇〇〇絢という単位であるが、絢は糸の計量単位であり、『延喜式』制では三段階あり、調では一丁 \parallel 一絢 \parallel 上糸四両である。一方、令制では一絢は一六両（『令義解』）で、調では正丁一人糸八両と規定されているから、一絢は正丁二人分ということになる。『延喜式』制では糸一丁で絢を成すとあるから、令制では二倍の人数が必要となろう。つまり四〇〇〇人必要となろう。

ところで、養老戸令 \uparrow 為里条によると五〇戸一里である。天平一九年五月戊寅条（『続日本紀』）によれば、封戸の貢進する雑物の数量が安定しないので、一戸毎に正丁五、六人、中男一人を率とし、郷に課口二八〇、中男五〇を仮に定数とする太政官奏が出ている。

先ほどの記事によると、仮に一里につき二八〇人の正丁と中男五〇人がいたことになり、中男は四分一の負担であるから正丁十三人分（切り上げ）となり、奈良時代であれば糸一絢を収める人数として、四〇〇〇人 \div 二九三人は約一四里（郷）分必要となる。同様に、『延喜式』段階では計算すると約七郷分となる。

さて、『和名類聚抄』によれば、参河国では碧海郡が最大の郷数で一五郷（駅家を入れると一六になる）⁽⁸⁾あり、宝飯郡は一二郷である。したがって、平安時代であれば計算上どちらかの一郡だけでも、内蔵寮納入は可能であろう。しかし、全戸が全て上糸を手でできるとは限らないわけであるから、恐らく丸々二郡くらいの糸は必要となり、しかも桑の出

来不出来や地形・風土もあるわけであるから、奈良時代であれば参河国の半分位の郡が、栽培にいそまないと不可能という数字ではあるまいか。また、前章で述べた『兵範記』をみると、碧海荘に取り込まれた国衙領だけで一五％くらいであるから、何郡かで収穫されていたと捉えた方が実態にかなっていると思われる。

但し、十二世紀後半の『兵範記』では二〇〇〇両であるので、二〇〇〇両 \div 五両（仁安三年七月六日条に「勾別五両定」） \parallel 四〇〇〇勾 \parallel 四〇〇人（正丁）であるから、四〇〇〇人 \div 二九三人 \parallel 約一・四六郷という計算になり、一郡で可能となる。延長五年の『延喜式』段階から『兵範記』記事までの間は約二四一年あり、その間に徐々に減った可能性もある。

ただ、嘉承二年に国司が絹二五〇〇疋を献上しているのを見過ごすべきではない。二五〇〇疋の絹というのは、『延喜式』（卷二十四計寮上）69肥後国条の絹貢進の最大国肥後国が二五九三疋とあることからすれば、一国の貢進額にほぼ匹敵する。つまり、犬頭糸の内蔵寮の二〇〇〇絢の数は減っても、参河国一国全体の生産高は平安時代を通じても変わらなかった可能性がある。つまり、参河国では犬頭糸が脈々と生産され続けていたと思われる。

もう一つ付け加えておきたいのは、律令国家において桑の栽培というもの、養老戸令 \uparrow 為里条によると里長は「課 \uparrow 殖農桑」⁽⁹⁾が義務付けられており、田令16桑漆条によれば桑と漆が課せられていた。上戸には桑三〇〇根、中戸には桑二〇〇根、下戸には桑一〇〇根、五年のうちに種え終えよ、とあるが、風土が桑に適さない場合や狭い郷は数に満たなく

ても良いとある。

また、仮に中戸が桑二〇〇根であるので、先ほどの五〇戸をかけると一里(郷)で一万根必要となり、一〇〇〇〇根÷二〇本(一アールあたり)＝五〇〇アール根必要となる。一アールは一〇〇平方メートルであるので五万平方メートル、大体一平方メートルが〇・三坪なので、一万五〇〇〇坪位である。それだけの畑地が必要となったことになる。また、あれば逆に貢納できたことになる。^①

果たして、以上のような桑畑が作られ、しかも法令どおり順調に収穫がなされていたと想定できるであろうか。とりわけ天変地異の記録もしばしば記録されていることからすれば、大不作の時もあったであろう。しかしながら、平安時代に入り犬頭系が、都で途切れることなく記録されているところからみれば、参河国ではかなりの殖産体制をとらないと不可能であったということになる。勿論、各戸が栽培生産できるわけではなく、郡司(層)の強力な指導による殖産体制、またそのような産業を生業としていた人々から、購入する等を行った可能性も十分考慮しなければならないであろう。^②

おわりに

以上、五章の長きにわたって、古代参河国の犬頭系・白絹に関して検討を行った。

もし、本論の論旨が概ね妥当なものであると認められるならば、古代日本の中で参河国の糸・絹が、如何に特異であったかわかるであろう。

参河国では、ここ碧海郡等の地域の村落に桑畑が広がり、養蚕に勤しむ人々の姿が浮かんでくる。その背景には、巨大な〈都城〉での消費があった。遅くとも、奈良時代には特産物となっていた絹・糸の高品質が注目をあげ、平安時代以降天皇の御服料として参河産の糸が、内蔵寮に納入され蔵人所の差配を受けるようになったのである。その結果、参河産の糸は天皇の御服等の素材として權威を得、〈都城〉では珍重されたのである。膨大な高品質の糸の調進のため、恐らく国(郡・荘)を挙げて殖産体制をとっていたのが実態ではあるまいか。そして、平安時代に国司を通して参河の犬頭系の伝承が〈都城〉に広がり、その結果参河産の糸は犬頭系というブランド名となった。犬頭白糸と呼ばれたように、白さを誇る品質として、伊勢国の白糸である赤引糸のブランド名と、対抗できるブランド名になったのである。海に向こうには、伊勢国・伊勢神宮の赤引糸の存在が浮かび挙がり、本論の註で少し述べた参河国東部の糸が赤引糸と関係するのであるが、この点は稿を改めて検討したいと思う。

犬頭系の全体像を浮かび上がらせるため、専門外の分野にも説き及んだところもある。諸賢の御批正を賜れば幸いである。

註

- (1) 『安城市史』(安城市史編さん委員会、一九七一年)一五六〜七頁。『豊橋市史 第一巻』(豊橋市編集委員会、一九七三年)二二四〜五頁。二九五〜六頁。『ふるさとの話 千両』(千両町内会、一九七六年)。新井喜久夫『「固関の国」の律令制支配』(『古代の地方史4 東海・東山・北陸

編』所収、朝倉書店、一九七八年）一六七〜九頁。梅村喬「豊かな産物に恵まれた地方」（『図説愛知県史』所収、河出書房新社、一九八七年）七七頁。『御津町史 本文編』（御津町史編さん委員会、一九九〇年）六一〜二頁。『新編 岡崎市史 原始・古代1』（新編岡崎市史編集委員会、一九九二年）四二七〜九、六六〇〜五頁。大林卯一良『三河絹の道』（東海日日新聞社、一九九六年）。大下武「豊川水系の古墳と積石塚」（『東海学と日本文化』所収、二〇〇三年、五月書房）。このうち、大林卯一良氏の著書は三河国の糸に関する総合的概説書としては唯一のものであり、特に近代以降の豊橋の養蚕とおんぞ祭の奉賛糸に関しての聞き取り、或いは実地見聞の記述は有益である。ただ、目的が一般向けの概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討されているわけではない。

- (2) 『安城市史だより』九号（安城市、二〇〇一年）二〜三頁。
- (3) 出雲国計会帳によれば、天平時代の官人は中央に輸納し終わる期限と解釈されていた（『律令』（岩波書店、一九七六年）五八四頁）。
- (4) 正倉院には、調庸関係の織維製品の墨書銘が残っている。織維製品についてはこのような規定があるが、調の雑物に規定はなく、これは唐令に織維製品しか規定していなかったためと推測されている（註（3）書、五八四頁）。なお、奈良時代の織維製品については、布目順郎『養蚕の起源と古代絹』（雄山閣、一九七九年、八七〜九八頁）が奈良時代の史料を収集し、当時の蚕糸業の分布状態を表にし蚕糸業が如何に広範囲にわたっておこなわれていたか概説しているが、さらに深い考察が必要であろう。なお、織維製品の墨書銘に関しては松島順正『正倉院宝物銘文集』（吉川弘文館、一九七八年）が有益である。

(5) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本古代の財政制度』所収、名著刊行会、二〇〇〇年。初出一九六五年）。

(6) 註（3）書、二四九頁。

(7) 絹について、『倭名類聚抄』（風間書房、一九六七年）巻十二の十六表に「岐沼」とあり、『図書寮本類聚名義抄』（勉誠社、一九七六年）二九四頁には「岐沼・カトリ」とあり、絶は『倭名類聚抄』（同上）巻十二の十六表に「阿之岐沼」とあり、『図書寮本類聚名義抄』（同上）三〇二頁に「阿之岐沼」とあり、岐に濁点がある。

(8) 国史大系本『延喜式』の頭注によれば、「伊賀三百絶」の下に「此下当内蔵式補（色糸）二字」とある。しかし、『延喜式』（巻十五内蔵寮）54諸国年料条では参河国は白糸とあり、『延喜式』（巻二十四主計寮上）5調糸条では犬頭糸とあり、必ずしも対応しているわけではない。

(9) 『延喜式』（巻二十四主計寮上）13伊賀国条によれば、練糸とは「国以徭夫練染。夫練染余皆准此。」とある。

(10) 調の絹を貢進する国でも、数の内十疋は白絹という規定があった（『延喜式』巻二十四主計寮上13伊賀国条）。

(11) 『訳注日本史料 延喜式 上』（集英社、二〇〇〇年）三四二頁には「伊勢絶三百疋」とあり、絶の頭注に「底ナシ。意ニヨリテ補ウ」とある。これは聊か腑に落ちない。補うとすれば後述するように『延喜式』（巻二十四主計寮上）6調絹絶条から伊勢は「絹」字であり、駿河・相模の「絹」字を「絶」字にするのが理にかなおう。むしろ、キヌを絹絶と連記表記しただけに過ぎないのではあるまいか。なお、養老賦役令1調絹絶条は「絹絶」と連称されている。いずれにせよ意で補うとすれば「絹」字であろう。

(12) 早川庄八「古代美濃の手工業」(註) (5) 書所収。初出一九七一年(二四一)二頁。

(13) 『延喜式』(卷二十六主税寮上) 101 禄物価法条には「禄物価法畿内絹一疋直稲卅束、糸一絢六束、・・・尾張・参河両国糸八束、・・・右、位禄価直各依前件」。幣物并布施、法服、季禄等直亦准此。其官交易准當時估。但畿内諸国布施、法服直、絹五十束、糸八束、綿四束」とある。尾張・参河国は、ともに位禄・幣物・布施・法服・季禄等の値段は、糸一絢八束の計算であった。これは、当時各国での相場であろうと思われるが、遠江・駿河国も八束と同じであり、『延喜式』(卷二十四主計寮上) 5 調糸条によれば、駿河は鹿糸となっており、全国での相場ではなく、各国内での相場を記したものだと思われる。ちなみに畿内では、一絢は六束(但し布施・法服は糸八束)とあり安い、伊賀・伊勢・志摩・相模国は十束とやや高くなっている。なお、奈良時代の繭製品の価格については、布目註(4) 書、一三九〜五五頁に研究がある。また、『延喜式』(卷二十二民部省上) 53 封戸三分条によれば、参河国では諸家の封戸を充てることが禁止されていた。その理由は、併記されている伊賀・伊勢・美濃等の国名をみても、良質の絹・糸の生産国故であろう。

(14) 『安城市史だより』九号(註)(2)と同じ。二〜三頁、他註(1) 書参照のこと。

(15) 『新編日本古典文学全集 35 今昔物語集三』(小学館、二〇〇一年)に拠る。なお、『日本古典文学大系 25 今昔物語集四』(岩波書店、一九六二年)、『日本古典文学全集 23 今昔物語集三』(小学館、一九七四年)、『新潮日本古典集成 今昔物語集 本朝世俗部二』(新潮社、一九七九年)、『新日本古典文学大系 37 今昔物語集五』(岩波書店、一九九六年)を参

照した。

(16) 国東文麿「解説」(『日本古典文学全集 21 今昔物語集一』所収、小学館、一九七一年) 一〇頁。

(17) 『日本古典文学全集 23 今昔物語集三』(註)(15) 書と同じ) 五七九頁。

(18) 『日本古典文学全集 23 今昔物語集三』(註)(15) 書と同じ) 五七九〜八〇頁。「太古蚕馬記」(『国学基本叢書舊小説(二)』所収、台湾商務印書館印行) は三世紀ごろ呉の張儼の撰である。「捜神記」卷十四(『増補津逮秘書 第八冊』所収、中文出版) は晋の干宝が著したものである。「法苑珠林」卷八十・園果篇第七十二之餘(『四部叢刊 法苑珠林二』所収、台湾商務印書館印行) は唐の釈道世の撰である。「神女伝」蚕女(巖一萍編輯『百部叢書集成』所収、芸文印書館印行) は唐の孫頤が撰したものである。まず「太古蚕馬記」と『捜神記』は、殆ど同文である。また、『法苑珠林』の説話は「出捜神記」とあるが、『捜神記』と若干の文字の異同がある。一方、「神女伝」は他の三種と話根は類似しているが、(一) 高辛帝の時蜀の地に君長がいなかったこと、(二) 蚕女が天より下ってきて父母にする話、(三) 宮観の女子像を馬頭女といひ蚕桑を祈る、など後世的なものと思われる話も含まれているので、とりあえず今回は対象外としたい。したがって、「太古蚕馬記」系説話と「参川国始大頭糸語」を比較することにする。なお、この説話が日本のオシラ神(またはオシラサマ) 信仰と関連することについては、柳田国男「遠野物語」(『定本 柳田国男全集』第四卷所収、筑摩書房、一九六三年。初出一九一〇年)、同「西は何方(オシラ神は蚕神)」(『同書』第十九卷所収、同。初出一九三二年)、早川孝太郎「蚕神祭文一章」(『民族』三卷四号、一九二六年。後『早川孝太郎全集』第十二卷所収、

未来社、二〇〇三年）、村島渚『蚕神考』（明文堂、一九三三年）、藤原相之助「おしら神考」（『東亜古俗考』）所収、春陽堂書店、一九四三年）、加藤宗一『日本製糸技術史』（製糸技術史研究会、一九七六年）、石田英一郎『桑原考―養蚕をめぐる文化伝播史の一節―』（『石田英一郎全集』第六卷所収、筑摩書房、一九七一年。初出一九四七年）、布目註（4）書、七五―六頁等に指摘がある。南方熊楠「馬頭神について」（岩村忍編『南方熊楠全集』第一卷所収、平凡社、一九七九年。初出一九二〇年）には「桑の枝から作るオシラ様双体は、最初支那伝来の養蚕の神にて、養蚕はもとより婦女の本業なれば、もっぱら女人これを探みしが、転じて恋の神のごとくなり来たりし」（一七六頁）とある。

(19) 『搜神記』（平凡社、一九六四年）四二四頁。

(20) この点について、小南一郎氏は、この「馬娘婚姻譚では、牛の役目を馬が代わりにつとめているのであるが、それは蚕と馬との強い結びつき（蚕の頭部が馬の頭に似ることに原因すると説明されているが、あるいは、もっと深い民俗的な理由があったやも知れない）に由来する変形であって、この物語りも、その起源まで遡れば、牛が蚕をも地上にもたらしたとする伝承に帰りつくのだと推定することが可能であろう」（『西王母と七夕伝承』、平凡社、一九九二年、一三二頁）とし、牛が蚕をもたらしした伝承が原型とそれような推測を行っている。この小南氏の説の背景には、「牛の皮が象徴するのは牛を犠牲にする儀礼であって、そうした儀礼により天と地が疎通された。牛を犠牲とする祭礼は、天地を結合させ、そうすることによって天上の貴重なもの（農耕儀礼であれば、その年の豊作を保証する生命力）が地上にもたらされることを祈るのであるが、そうした毎年の行事の効果を保証するものとして、原初の時、牛

を通じて天上から穀物や蚕がもたらされたという神話的な伝承が有ったのである」（同書、一三〇―一頁）という想定がある。また、大英図書館所蔵のスタイン番号五六三九の冊子本の中に農耕養蚕がつがないようにと祈る祭文に見える「馬鳴菩薩は、元来はインドの仏教詩人であって、馬と特別の関係はなかったのであるが、その名前から馬と関連づけられて、馬と蚕との密接な関係（馬と人間の女性との結合から蚕が生まれたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ）から、ここにその名を挙げられたものだと推測される。現在においても、蚕神信仰に馬鳴菩薩が関わりを持っている」（同書、一三三―四頁）としている。

(21) 『新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』（註（15）書と同じ）五七九―八〇頁。蚕の糸を鼻から吐ききった犬が死に桑の木のみもとにうめたところ、蚕が隙間なく繭をつくった話は、記・紀神話の保食神オオゲツヒメが死んだあと頭（『古事記』、『日本書紀』神代上「第五段」第十一の四神出生章一書では眉）に蚕が生まれた話と類似している。すなわち、『古事記』の五穀の起源の物語には、速須佐之男命が大宜津比売神を殺したところ頭に蚕が生じたとある。また、『日本書紀』神代上「第五段」四神出生章第二の一書には、軻遇突智と埴山姫との間に稚産霊を生み、この神の頭に蚕と桑が生まれたとある。また、同書第十一の一書には保食神が死んだ眉の上に蚕が生まれ、「又口の裏に蚕を含みて、便ち糸抽くこと得たり。此より始めて養蚕の道あり」とある。やはり、死と再生というモチーフから生まれた蚕であるが、頭から生まれたという点は犬頭の頭と通じるものがある。死体からの化生神話については、すでに松本信広『日本の神話』（平凡社、一九五六年。初出一九三二年）、高木敏雄『日本神話伝説の研究』（平凡社、一九七三年。初出一九四三

年)、大林太良『稲作の神話』(弘文堂、一九七三年)等に指摘があるが、

大林は本説話を『古事記』に出ているササノオのオオゲツヒメ殺しや、『日本書紀』の四神出生章に出ているツクヨミのウケモチノカミ殺しと比較するのがよい」(『今昔物語集』と神話)『日本古典全集23 今昔物語集三月報37』所収、小学館、一九七四年(二頁)とし、「第一段階では完成品、第二段階では素材がからだから出る点においても記紀と『今昔物語』は共通しており、かつ記紀も養蚕の起源神話という性格をもっている。してみると、『今昔物語集』のこの話もオオゲツヒメ型神話の異伝、ないし名残りともよいのではないであろうか」(同)とする。また、伊藤清司氏は、「糸を吐く女」(『日本神話と中国神話』所収、学生社、一九七九年。初出一九七八年)の中で、本説話について

「養蚕起源説話のうち、異質で、その位置づけがもっとも難解である」とし「オオゲツヒメ殺しなどと同じ系統の有用物を口・耳・鼻などの身体の竅穴より出して人類に与える説話と、「花咲命」、つまり中国の『耕田狗』型の、死んでもつきつきに奇瑞を示す犬の奇蹟譚との複合形態」、また、倭族や畚民などの伝えられた檠瓠伝説と「死と再生」の養蚕起源伝承との複合によって生まれた可能性がよい(一一二―一二頁)、としている。以上のように、本説話の話根をめぐっては、さらに論究が必要かと思われるが、論旨がそれるため、記して後考に委ねたい。

- (22) 卷十六第三十、卷十九第八、卷二十第十、卷二十六第五、卷二十六第五、卷二十六第七、卷二十六第八、卷二十六第十一、卷二十六第二十、卷二十六第二十一、卷二十九第八、卷二十九第三十二、卷三十第四、卷三十一第十五。

(23) 『日本古典文学全集24 今昔物語集四』(小学館、一九七六年)五八五

頁。

(24) 『同上』五八六頁、註二一。

- (25) 『新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』(註(15)書と同じ)、馬淵和夫・国東文磨・稲垣泰一注、底本実践女子大学蔵本)は碧海郡と推定しているが、『新日本古典文学大系37 今昔物語集五』(註(15)書と同じ)、森正人注、底本東大国語研究室蔵紅梅文庫旧蔵本)は「宝飯」が相当するかとする。『新潮日本古典集成 今昔物語集 本朝世俗部二』(註(15)書と同じ)、坂倉篤義・本田義憲・川端善明校注、底本丹鶴叢書本)は「犬頭系(二六九頁)の関連から言うと、碧海郡あるいは宝飯郡が想定される」(二六六頁)。なお、欠字、或いは欠文(空白)について、馬淵和夫「今昔物語集における欠文の研究」(『国語国文』第十七巻第八号、一九四八年)は、意識的欠文の場所の欠文とし、撰者の手によってなされたとするのが尤も正しい解釈(一五―二二頁)とし、池上洵一「共通欠文をめぐって」(『今昔物語集の研究』所収、二〇〇一年。初出一九七〇年)は、地名等の固有名詞を新たに書き加えようとして実行が不可能であった場合である(依拠資料の文体―欠文を手がかりに)『同書』所収、一三七頁)と結論している。
- ちなみに、この箇所の欠字は東京大学国語研究室蔵二十一冊本でも、実践女子大学蔵二十六冊本も一字分である(後者に関しては『新編安城市史5 資料編古代・中世』(二〇〇四年、安城市)口絵参照)。欠字分が無意識的な虫食いの欠字を正確に写したので有れば、字数から推定することも可能であろうが、入れるべき字が撰者にとって不可能であれば、字数からの復原は返って危険ということになる。

(26) 『愛知県史 資料編6 古代1』(愛知県史編さん委員会、一九九九年)

三七七～八二頁。

(27) 『諸社御朱印写卷上』(佐伯有義編『神祇全書』第二輯所収、思文閣、一九七一年。初出一九〇七年)。

(28) 『式内社調査報告書 第九卷 東海道4』(皇學館大学出版部、一九八八年) 七九頁。『六ツ美村誌』(一九二六年)、『新編岡崎市史 美術工藝編』(新編岡崎市史編集委員会、一九八四年)。

(29) 『和漢三才図会』(日本隨筆大成刊行会、一九二九年) 八五九頁。なお、羽田野敬雄「參河国官社考集説」(佐伯有義編『神祇全書』第四輯所収、思文閣、一九七一年。初出一九〇八年) によれば「三河雀・三河堤・刪補松」も同様の記事があるとある。

(30) 『日本隨筆大成 塩尻』(吉川弘文館、一九七七年) 一六五頁。

(31) 羽田野註(29)書、一六二頁。この説は、『碧海郡誌』(碧海郡教育会、一九一六年)にも採録されている。

(32) 羽田野は「三河堤ニハ、宇津左衛門五良忠繁トシテ、其子ヲ忠武トシテ、其子ヲ忠武ト号ス、天文十六年二月四日死ス、大久保五良右衛門忠俊ノ父也トイヘリ、文和ト天文トハ、年歴百八十年程違ヘリ、如何可尋」(註(29)書、一六三頁)と述べている。天正年中より天文十六年の方が約二六～四四年前なので、親子関係としては逆転していることになる。天正年中と文和二年であれば、さらに約二二〇～二三八八年程離れることになる。なお、本論に掲げた三伝承内の年の問題点については、註(34)を参照されたい。

(33) 糟目神社に比定される神社は二つある。一社は豊田市渡刈町の「糟目春日神社」、もう一社は岡崎市宮地町の「糟目犬頭神社」である。現在の神社名は明治五年額田県より渡刈村は糟目春日神社、宮路村は糟目犬

頭神社と称するように命ぜられたためである(『碧海郡誌』(註(31)と同じ)。式内社の糟目神社がどちらに存在したか断言は難しいが、糟目神社と犬頭神社が別の神社であったことは三河国内神名帳により明らかであり、上渡刈にカスモという地名があり、これが糟目(カスモ)からくるとすれば、ここに当てるのが順当かもしれない。なお、当地の塩指大明神が糟目神社につながる説もあるが、「渡刈村ノ神主神谷仙大夫」の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(29)書、一六三～一六四頁)可能性があり、厳密な比定は無理であろう。なお、羽田野註(29)書によれば、「深見氏云、宮地村糟目社ノ旧地ノ字ニ、糟目森崎ト水帳ニアリトイヘリ」(一六二頁)とあるが、糟目森崎の地名は現在のところ未調査である。

(34) 『今昔物語集』巻二十九第三十二と同じ内容であるという点については、羽田野註(29)書に指摘がある。なお、太田亮氏は碧海郡の犬頭社については『今昔物語集』の「陸奥国狗山狗昨殺大蛇語第三十二」を由緒とするけれど、「陸奥国とあるを如何にするや。これも、犬頭なる語の起源を解かんとして附会せしものなる事明白ならむ」(『神社を中心とした寶飯郡史』所収、愛知縣寶飯郡神職會、一九三〇年、六九～七〇頁)と一歩突っ込んだ議論を行っている。『今昔物語集』巻二十九第三十二の説話は広域に分布し、『捜神記』巻二十の一〇や『三国伝記』巻一第十八(不知也河辺狩人事(犬神明神本所也))などにあり、各地の義犬伝説は概ね後者所収話のタイプに属する(『日本古典文学全集24 今昔物語集四』(註(29)書と同じ)、四三一～二頁)という。なお、『今昔物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を殺していない。『三国伝記』巻一第十八は、犬の頭が打ち落とされ大蛇

の喉笛に噛みついた話となっており（池上洵一校注『三國伝記（上）』三弥井書店、一九七六年）、犬頭神社（碧海郡）に関する三伝承は、こちらの方の説話に近いと思われる。ところで、『三國伝記』の成立であるが、応永十四年（一四〇七）を上限とし、文安三年（一四四六）を下限とする説が有力らしい（『同書』一六〇九頁、『国史大辞典 第六巻』吉川弘文館、一九八五年、五三五頁（三木紀人））。『日本古典文学大辞典 簡約版』岩波書店、一九八六年、八一九～二〇頁（池上洵一）。本論に掲げたように、「宮地村犬頭社由来書」には文和二年（一三三三）とあり、『和漢三才図絵』には天正年中（一五七三～一五九二）とあり、前者とすると『三國伝記』の成立年より古くなり、後者だとすると『三國伝記』後であるから、その説話の変形バージョンとなる。『三國伝記』巻二第一八は「江州ノイサヤ河ノ辺」の説話で、近江の話であり犬神明神や犬上郡にかけられており、参河の犬頭明神ではない。本論に掲げた『塩尻』にも、「播州の犬寺の縁起と一般なり。かゝる処所々にいふ。我尾府下古渡犬見堂も亦同じ伝へあり」（註³⁰）書と同じ）とある。以上のことを勘案すると、「宮地村犬頭社由来書」にあるような義犬伝承が、古く説話として編み出されたとするより、神社の由来を権威づけるため年代を古く架したと見る方が妥当ではあるまいか。『和漢三才図絵』も、この『三國伝記』の義犬伝承の変形バージョンと思われる、また登場する徳川家康との関係を考えて場合、時代背景として年代として合うのではあるまいか。いずれにせよ、『今昔物語集』巻二十六第十一の犬頭糸伝承が、犬頭神社（碧海郡）に伝えられていない理由を、考える必要がある。犬頭糸と関係がなかったという選択枝もあるが、次章で述べた犬頭糸の歴史を考えると、その可能性はまず考えられない。もとより

確たる証拠はないが、考えられる理由は、犬頭糸に関する説話が当地で忘却されてしまったか、政治的・社会的判断により別の伝承に取って代わられたか、どちらかであろう。勿論、両方考えることも可能である。

この点について、南方熊楠は、『今昔物語集』の犬頭糸の伝承をすこぶる怪しい話としながらも、「とにかく三河にむかし犬頭という好糸を産し、こんな伝説もあったので、犬頭社はその伝説の白犬を祀ったのを、後に大蛇一件を付会して犬尾社まで設けたのではなからうか」（『犬に関する民俗と伝説』『南方熊楠全集』第一巻所収、平凡社、一九七一年。初出一九二二年、四九八頁）と犬尾社との関連を示唆している。

その可能性もあるが、『和漢三才図会』の伝承で言えば、宇津氏大久保一族や家康からの知行地といった、一族や神社の権威付けに付会されるには、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。⁽³⁵⁾『ふるさとの話千両』（註¹）書と同じ）二二～四頁。Aは、愛知県教育委員会から一九三三年に出版された『三河国古蹟考』（愛知県郷土資料刊行会、一九七一年復刻）一二二頁にも収録されているが、表現等異なる部分もみられる。但し内容は、ほぼ同じである。Bは自筆本で、岩瀬利明氏蔵本である。ところで、Bは『三河国宝飯郡誌』（新訂三河国宝飯郡誌）（国書刊行会、一九八〇年。原本一九六〇年発行。底本は早川彦右衛門、一八九一～三年）にも採録されており、島田氏から聞いて

まとめたとみえる千両の由来が書かれている（『ふるさとの話千両』一四頁）が、さらに洗練された形になっており、例えば「人皇三十五代舒明天皇ノ御宇、郡司某（邸ハ糸宅ニアリシト云フ）ノ妻某（当国設楽郡長者平村（今は高里村ト改称ス。巴山ノ麓ナリ）長者某ノ娘）、養蚕ヲ楽ミケル。・・・」（一六七頁）となっており、「該吐出ノ糸量其価千両

ナリト云。或説ニ糸量其価千両トハ疑ヒアリ、糸量千両目ノコトナラントモ云フ」とあり、後からのコメントが入っていたりする。また、「国司ヨリ朝廷へ上奏シケル」と島田の述懐にない話も出てくる。これらは『今昔物語集』に逆に影響されていることを示すので、注意する必要がある。この点は『三河国宝飯郡誌』を記した早川彦右衛門のコメントなのか、新訂した近藤恒次の補訂なのか、今後調査する必要がある。いずれにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考え、掲示しておく。

- (36) 千両はチギリと読む。『日本国語大辞典』二三卷(小学館、一九七五年)によればチギリは四種類あるが、その中で、扛秤(チギリ)がもっとも妥当と思われる。「①棹秤(さおばかり)の一種。一貫目(約三・七五キログラム)以上の重い物をはかるのに用いる秤(はかり)。②小さい秤をいう。繭(まゆ)や卵や貨幣の重さをはかるのに用いるもの」(三三五頁)という意味、特に後者の意味から、千両という漢字が当てられたのではあるまいか。なお、参考としてチキリとは機の部品一種で縦糸を巻き取るのに用いる(『同書』(同、同、三三五頁)ものである。両者とも養蚕と関係が深いことを示す。但し、時代がいつまで遡るのかは、また別の話であり注意を要する。

- (37) 『豊川市史・中世・近世史料編』(豊川市史編集委員会、一九七五年)六六頁。『ふるさとの話 千両』(註(一)と同じ) 一一頁。

- (38) この棟札は太田註(34)編書、七〇頁による。ちなみに『ふるさとの話 千両』(註(一)書と同じ)の犬頭神社の項にこの棟札は記載されていない。なお、天文七年(一五三八)奉納の鰐口がある(太田註(34)編書、六六頁)が、そこには「千両大明神」とあり「犬頭大明神」とはない点、

注意を要する。なお、当社の由来については「舒明天皇の御代、葛城菟上足尼が丹波の国、比沼の真名井原より五穀桑蚕の神「保食神」を勧請してまつるようになったものと伝えられている」(『ふるさとの話 千両』(二二頁)とある。この点、「当社の創設に関しては社記に人皇三十五代丹波国より勧請すと云ふ」(太田註(34)編書、七〇頁)ともある。また、同氏は「三十五代とは舒明天皇也。この天皇の御代犬上御田歙遣唐使として唐に使す、その事に関係あらん。而して犬頭の糸は遣唐使献上の糸の義か」(太田註(34)編書、七〇頁)とし、それを受け他書(『ふるさとの話 千両』四二頁)でも犬上と犬頭を結びつける見解が流布している。確かに頭はカミと訓む場合があるが、『今昔物語集』の犬頭は犬の頭であり、カシラと訓んでこそ意味が通じるであろう。犬上ひいては犬上御田歙、そして舒明天皇の遣唐使に結びつけ穂国の歴史を語る論拠は薄弱である。また別のところでは「こ(今昔物語集―西宮注)は犬上を犬頭と書きしより、其の字義を以つて其の名を説明せん為に發生せる伝説なれば、もとより事実ありし筈なし。今昔物語郡名を欠くは当初よりの事にして後世失はれしにあらず、要するに三河の犬頭を説明せんとせる附会伝説なれば、当郡也碧海郡也など争ふべき筋道のものにあらず也、されど犬頭の糸を献上せし事は事実なれば、その事のありしは孰れかと云ふに、当地方は後述する如く古代服部のありし地なる上、服部社籙繰社など同地方にあれば、碧海郡より当地方とするを優れりとすべき也。即ち犬頭糸とは此の地にありし犬上氏より奉れる糸に外ならざる也」(太田註(34)編書、六八―九頁)とも述べているが、『今昔物語集』の理解や犬上氏との関係を求める説には従えない。

- (39) 『一宮町誌 本文編』(愛知県宝飯郡一宮町、一九七六年)に籙繰社や

服織神社と蚕塚の伝承があり、また積み石塚古墳が渡来系の古墳であるところから、豊川水系に古い生糸生産地をもってくる方が自然であるという説(大下註(一)書)について、少し触れておきたい。豊川水系が古い生糸の生産地であったということは、後述するように、私も八名郡に服部郷があるところから異存はない。ただ、そこから犬頭系を直接結びつけるには、本論で論じたような問題が残っていると思われる。なお、大下氏の大きな論拠である、豊川水系沿いの所謂積み石塚古墳が渡来系か否か、私には判断すべき力がなく、御教示を待つしかない。いずれにせよ、犬頭系は本論で述べるように参河国全体の貢進の問題として考えるべき問題であろう。なお、簞繰神社は東上字権現にある。元来現社地より四町余り南方(古宮と称す)にあり、慶長十三年現在社地に遷祠するとある(『新訂三河国宝飯郡誌』(註(35)書と同じ)、九〇頁)。また、「足山田の東隣に東上あり、其の地後世長く赤引郷と称す、これ赤引の糸を伊勢神宮に奉りし地にして、其の地の簞繰神社は其の名称より赤引神調に關係ある事勿論也。即ち東上也古代服部の住みし地にして簞繰神社はその産神たりしを知るべし」(太田註(34)編書、九四頁)。「此の地は赤引郷と称せし地にて、三河赤引糸を神宮に献せし地なればなり」(同編書、一七八頁)。「その東たる東上村を富永荘と云ひ、長山村を併せて赤引郷とも称す」(同編書、三二二頁)。また、簞繰神社は神名帳にみえないが、『三河国内神明名帳』の和久知明神とする説(同編書、一五五頁、一七六―七七頁)もある。もしその和久地明神(宝飯郡)とする、簞繰(ワクグリ)と一致しないところから、逆に簞繰の伝承はその後となり、古くからの蚕と結びつけるのはやや難しくなる。一方、服織神社は『三河国内神明名帳』に服織天神(宝飯郡)とある。社蔵の慶長

十年十二月の棟札に「羽鳥大明神」とあり、元現在より南五町のところ
に存在した(太田註(34)編書、九三頁)。ちなみに、『三河国内神明名帳』
には他に絹束天神(八名郡)の名称がみえており、『倭名類聚抄』には
服部郷(八名郡)の名称がある。なお、『三河国内神明名帳』には赤孫
大明神(宝飯郡)・『延喜式』神名帳には赤日子神社(宝飯郡)・『和名
類聚抄』には赤孫郷(宝飯郡)が存在するが、このアカヒコは伊勢神宮
献納に関する糸であるアカヒキと關係があるとする説がある。すなわち、
谷川士清の『和訓栞』によれば、「和名抄ニ安加比古ト訓ルモ、赤曳ノ
転語ナルベシト云ヘリ」、又「義方本」に「赤孫赤引訓通ズ」とある
(羽田野註(29)書、一八四頁)。一方「赤日子神社の社名に關しては赤引
糸と關連せるものとして説く人甚だ多し要するに牽強付会に過ぎずと思
へど余りに有名なれば次に略述せむ。……此地より貢せし調糸をも亦
赤引糸と稱せしとするも糸の場合には飽くまでも赤引にして赤比古と云
ひし事なく、又当社の神名は式も国史も総べて赤日古なる上郷名も赤孫
(和名抄訓安加比古なれば、アカヒコにてアカヒキならざる事明白なれ
ば、アカヒコとアカヒキと通ずとは全然云ひ難し。よつて当社と赤引糸
とを關連するものとして説くは牽強付会に過ぎざるなり)(太田註(34)
編書、一四六頁)とアカヒキとの關係を否定する説もある。なお、
「恐らく此の赤引糸とは神鳳抄に……と見ゆる御調糸にて渥美郡より
奉りしものか、又その西隣足山田に服織神社あれば、其の地より奉れる
ものとすべき也」(同編書、一五五頁)、「赤日子神とは当地方開拓に偉功
をたて給ひし方ならんか」(同編書、一六頁)としている。この正否に
ついては後考を待ちたい。つまり、八名郡には服部・絹束が、宝飯郡に
は服織という、いずれも絹に關係する名称が残っている。特に八名郡服

部郷の郷名は、服部という部民としての服部が設定されたことに由来するのであろう。しかし、このことは宝飯・八名郡と絹との関わりを深く示すものであるが、重要なことは大頭と関係する名称として史料上表れないという点である。

(40) 三橋健「猿投神社の修正会と三河国内神名帳」(『國學院雜誌』九三卷三号、一九七六年)。

(41) 三橋健「熱田神宮寺の修正会と尾張国内神名帳」(『神道及び神道史』四九号、一九九〇年)。

(42) 『新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』(註(15)書と同じ)は「蔵人所納入は不審。内蔵寮(くらづかさ)とありたいところ。内蔵寮は中務省に属し、諸国貢進の物品の受け入れや、天皇の装束の調進・保管事務をつかさどる。「蔵」の字義に引かれて、内蔵寮を蔵人所と誤伝したものか」(五二七頁)とし、『新日本古典文学大系37 今昔物語集五』(註(15)書と同じ)は「宮中、天皇に関する文書、日常生活を司る役所。天皇の衣服の管理も行った」(五三頁)とあるだけである。

(43) 当文は、残念ながら大宝官員令の復原ができない(林紀昭「大宝令復原研究の現段階」(一)職員令(官員令)、『法制史研究』三〇号、一九八一年)。

(44) 『律令』(註(3)書と同じ)四〇八頁参照。職員令7内蔵条所引朱説、『政事要略』卷五十九交替雜事(官物)に引用されている。

(45) 『日本書紀』履中天皇六年正月辛亥条に「始建蔵職、因定蔵部」とあり、「この蔵職が令制の内蔵寮のもとをなす官司をさしている可能性はつよい」(『日本古典文学大系67 日本書紀上』(岩波書店、一九六七年)四二九頁の注一四)とし、この時代に内蔵、雄略天皇の時代に大

蔵がみえ、『古語拾遺』の所謂三蔵伝説から履中・雄略朝前後に三蔵分立を認める説が通説であった。その後、石上英一「大蔵省成立史考」(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済 上巻』所収、吉川弘文館、一九七八年)は、稲葉君山「百済の掠及び掠部」(『釈掠』所収、大阪屋号書店、一九三二年)・井上光貞「部民の研究」(『古代の諸問題』所収、思案社、一九四九年)・村尾次郎『律令財政史の研究増補版』(吉川弘文館、一九六四年)・直木孝次郎「人制の研究」(『日本古代国家の構造』所収、青木書店、一九五八年)の諸説を批判し、財政機構と経費を重視する立場から大蔵省の成立を考える上で内蔵寮の成立に論究し、「内」表記を持つ官司の成立は八世紀初または七世紀末とした。その後、天皇の家産制機構として内蔵寮を取り上げた古尾谷知浩氏は、内蔵と大蔵が単一のクラから二つに分立したのは六世紀中ごろのことと思われ、その理由を収納の面から見た場合、この時期に屯倉が拡大し、地方首長から貢納されてくるツキの増大が分立の契機となったと考えられるとし、直木孝次郎「秦氏と大蔵」(『日本古代国家の成立』所収、社会思想社、一九八七年。初出一九八二年、三〇〇頁)の欽明朝分立説に賛意を表し、また出給機能の面からは石上説の七世紀後半を画期とした(「蔵人所承和例に関する覚書」九世紀前半の蔵人所の財政機能)、『史学論叢』一二号、一九九三年)。また、飛鳥浄御原令制下では監物が内蔵寮のカギを管理していたが、大宝令制になって内蔵寮は監物の管理を離れた(平野卓治「令制監物に関する覚書」『史学研究集録』九、一九八四年)。なお、蚕種や縫衣工など渡来人との関係についても考える必要があるが、論旨が拡散するので他日を期したい。布目註(13)書、六六七六頁に概説もあるが、現在の古代史研究状況からすれば再検討を要

するであろう。

(46) 森田悌「藏人所についての一考察」(『日本古代官司制度史研究序説』

所収、現代創造社、一九六七年)二〇三〜四頁、「平安中期の内蔵寮」

『平安時代政治史研究』所収、吉川弘文館、一九八七年)四二九頁。な

お、所京子「所の成立と展開」(『史窓』二六号、一九六八年)、玉井力

「九・十世紀の藏人所に関する一考察」(『平安時代の貴族と天皇』所収、

岩波書店、二〇〇〇年。初出一九七五年)参照。

(47) 渡辺直彦「藏人所牒の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』所収、

吉川弘文館、一九七二年)五〇二〜三頁。

(48) 古尾谷註(45)論文。

(49) この時に他の国は、

・八月……美濃国一〇〇疋・阿波国五〇疋

・八月以前……備前国二〇〇疋・伊賀国三〇疋・越前国一〇〇疋・

丹後国六〇疋・紀伊国一〇〇疋・尾張国六〇疋(例

交易)

・九月以前……甲斐国八〇疋・加賀国六十疋

・十月以前……越後国五〇疋・出雲国六〇疋・但馬国八〇疋(調絹

精好)・上総国一二〇疋・常陸国二〇〇疋・丹波国

三十疋・因幡国二百疋

・十一月……陸奥国三〇〇疋・出羽国一〇〇〇疋・加賀国六〇

疋

・原文欠……伯耆国六〇疋(別納租穀)

・記入なし……上野国一〇〇疋

とある。

(50) 長沢洋「王朝国家期の財政政策―『臨時交易』を中心に―」(『王朝国

家国政史の研究』所収、吉川弘文館、一九八七年)二二九〜四四頁に、

天禄官符が「臨時交易・春米」を命ずる官符そのものである、とする詳

しい分析がある。氏は「臨時交易」を単なる年料外の臨時の交易ではな

く、独自の性格を持つものと捉えている。又、臨時の交易が財政上の意

義を増していった時期は、ほぼ十世紀中期で、「臨時交易」の本格的な

展開時期は十世紀前半から中葉にかけてであったとみてよい(二二八頁)

とする。

(51) 大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』所収、

岩波書店、一九九三年。初出一九九〇年)二五四〜七頁。

(52) 大津註(51)書、二六七頁。藏人所召物については渡辺直彦「藏人所召

物」(『日本古代官位制度の研究』所収、吉川弘文館、一九七二年)に詳

しい。『西宮記』(巻六、故実叢書本)によれば、賀茂臨時祭のおり、藏

人頭が「絹・布」を召す事とあり、絹は参河で布は播磨という注記があ

る。なお、「或本無此注之」と傍注があり、注記のない写本もあった

らしい。賀茂臨時祭は、寛平元年(八八九)十一月二十一日に開始され

た天皇直轄祭祀の性格が極めて強い祭祀である(岡田荘司『平安時代の

国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年、二七〇頁)が、その時か

ら存在したか否か不明である。やはり藏人所召物の成立の頃と考えたほ

うがよいと思われるが、ここでも絹は参河の国に特定されている点に注

目しておきたい。

(53) 『小右記』寛仁三年(一〇一九)七月十四日条によれば、丹波国が藏人

所へ糸を貢納していたことがわかり、丹波国からは『延喜式』(巻二十

三民部下)63交易雑物条の交易雑物として七百五十絢が規定され、『延

喜式』(巻十五内蔵寮) 54諸国年料条によれば内蔵寮が収納することになっていた。丹波国も参河国の犬頭糸と同様に、内蔵寮から蔵人所へ収納されたことは、長沢註(50)論文、二二六八〜九頁に指摘がある。

(54) 預というのは物資調達を含めて総括的事務責任者であった(玉井註(46)書、一六三頁)。

(55) 『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(25)書と同じ) 一八七の「解説」によれば「この月十三日に娘の千古の着裳を行っている」とある。

(56) 京都大学附属図書館の電子図書館「貴重資料画像」の『範囲記』(平松文庫本)によれば、『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(25)書と同じ) 一九〇の「美所何入□四十足許□」は「美所可入数四十足許歟」、一九一の「給□氏爵」は「給 橘氏之爵」、「犬□条」は「犬頭糸」、「但□平犬□条」は「但至平犬頭糸」、一九一(読み下し)「ただし□平犬頭糸(4)は、」は「ただし犬頭糸に至りては、」となること判明し、注(4)は不要となった。この場を借りて補訂しておきたい。

(57) 『後二条師通記』の翌年十一月十三日記事によれば、青野荘が新旧国司の間で問題となっている。絹野と青野荘との関係は不明であるが、青野荘は鎌倉時代後半までに隣接する碧海荘に吸収され、青野郷となった(註(55)書、一九九頁)。青野荘は現岡崎市上青野・下青野町を荘域に含んでいる。

(58) 註(55)書、二〇九頁。なお、「藤野村は、川島村、村高村、下佐々木村、上佐々木村、東牧内村が合併して成立した。古代にあった藤野郷にちなんでつけられたものという」(安城の歴史を学ぶ会編『安城の地名』所収、安城市教育委員会、一九八六年、三三七頁)。

(59) 註(55)書によれば、規定自体が変化したとあるが、単位自体の変化も考慮すべきであろう。或いは参河国ですら質が落ちてきたのであろうか。
(60) なお、陽明文庫本『兵範記』仁安四年夏巻裏書の某書状(『平安遺文』九巻、四八五〇号)に「蔵人所糸」とあり、これも参河国の犬頭糸のことだと思われる(長沢註(50)論文、二二六八頁)。

(61) その後の犬頭糸について『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(25)書と同じ)等を手がかりに、簡単に述べておきたい。二二二(以下、番号は市史の資料番号)『玉葉』文治二年(一一八六)七月十二日記事・二六一元弘三年(一一三三)五月二十四日「内蔵寮等目録」(宮内庁書陵部所蔵文書)に犬頭糸がみえるが、特に二六一は内蔵寮に関するもので、いくつかの点で興味深い。一つは、南北朝時代に毎月朔日の内侍所の供神物や御服に参河国の絹が割り当てられていたこと(但し納められていなかったが)、「三河国犬頭糸三四五両」と「碧海庄犬頭糸七七両」が併記されており(但し前者も近年納められていなかったが)碧海庄以外からも納められていたこと、薬玉の糸・七月七夕の糸も「参川国」の犬頭糸が使用されていたことがわかる。本論で述べたように、「兵範記」仁安三年(一一六八)七月六日条で碧海庄が立券されたとき、参河国から一七〇〇両、碧海庄は三〇〇両進上することになっているので、納入数が激減していることが知られる。約一六五年後の、犬頭糸の姿である。さらに約一〇一年後、貞成親王の日記である『看聞御記』永享六年(一四三四)三月二十四日記事に「宝蔵絵三巻(粉河観音絵・書写上人絵・犬頭糸絵)入見参、此絵有子細、不出軒外、雖然依召進之」とあり、犬頭糸の絵巻物が存在し献上されていることがわかる。貞成親王と絵巻蒐集については、木原弘美「絵巻の往き来に見る室町時代の公家

社会―その構造と文化の形成過程について―」『佛教大學大寺院紀要』

二三号、一九九五年）が詳しい。恐らく、『今昔物語集』の内容がそこに絵とともに記されていたのであろうが、残念ながら現存していない。

三二七『蔭涼軒日録』寛正四年（一四六三）十二月三十日条によると、足利義政から宗成喝食が三河碧海庄と美濃中河庄を与えられた御札に千足献上とあり、天皇にも千足献上とある。明記されていないので憶測になるが、単位からすれば恐らく両庄から産出した絹の可能性があろう。

犬頭糸とは出てこないが、管見の限りでは、これが碧海から絹（糸）の中央に献上された最後の記事であろう。室町時代後半から戦国時代にかけて、天皇権力の失墜の中で内蔵寮納入が不可能になり、その中で参河国碧海地域の犬頭糸は忘れられていったのではあるまいか。

(62) 註(46)と同じ。

(63) 古尾谷註(45)論文。

(64) 註(61)参照。

(65) 註(55)書、六三頁の解説四行目に「一四七貫」とあるのは「一四七貫七五〇文」の「七五〇文」が脱落したものであるので、ここに訂正しておきたい。

(66) 『愛知県史 資料編6 古代1』（愛知県、一九九九年）二二二号に採録された（担当は近藤毅大氏）。

(67) 佐伯有義編『増補六国史 日本後紀 上巻』（朝日新聞社、一九四〇年）の頭注によれば「私記に疑当填蚕限二字と云」（八頁）とあり、凡例によれば矢野玄道の『日本逸史私記』のことである。なお、黒板伸夫・森田梯編『訳注日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇三年）八九頁も同意見である。

(68) この点『安城市史』（註(1)書と同じ）に「この一九国の中に三河が入っていないことは、譴責された国と比較して三河国の絹が以前の質をなお

維持していたことを暗示しているとも理解される」（四二九頁）と指摘されているが、本稿で述べるように積極的に評価してよいと思われる。

(69) 『和名類聚抄』の天理図書館蔵本によれば一五郷とあり、大東急記念文庫蔵本・名古屋市立博物館蔵本によれば駅家郷が加わり一六郷とある。

(70) 桑の単著としては、鑄方貞亮『日本古代桑作史』（大八洲出版株式会社、一九四八年）がある。

(71) 一アールあたり二〇本という数字は、近年の高刈り式の仕立て法では、一〇アールあたりせいぜい五〇〜二〇〇本範囲である（伊藤智夫『絹I』（法政大学出版局、一九九二年）九二頁）という本数の最大値をとった。仮に五〇本とすれば、一アールあたり五本となり、もっと広い面積がいることになる。また、布目註(4)書は「桑二〇〇本を当時における一戸当たり平均本数とすれば、仮りに中刈無拵式仕立てにして畦間六尺、株間四尺の割りで栽植したとすれば約〇・四四反すなわち約四・四アール分となる。今の標準でいえば、一〇アール当たり収繭量が春期三三・七キログラムであるから、四・四アールでは約一四・八キログラムになり、生糸に換算すれば五・二六キログラム前後になる。奈良時代の技術水準がどの程度のものであったかは不明であるが、仮りに現代の半分とすれば、四・四アールの桑園での収繭量は約七・四キログラム、生糸にして二・六三キログラムということになる。それは着尺地にして約五・九反分である」（八〇頁）と算出している。本論で述べた数値が、どれくらい妥当であるのか判断材料を持ち合わせていないため、ここに記して今後の参考に供したい。

(72) 調庸布について地域豪族層ないし富豪層の私経営の中でより多く生産されたのではないか(狩野久「律令制収奪と人民」へ『日本古代の国家と都城』所収、東京大学出版会、一九九〇年。初出一九六八年)二〇八頁)という推定も、考慮する必要があるだろう。

(附記)

本稿は、平成十六年二月十四日の安城市歴博講座「古代参河国と絹・大頭糸」の講演を論文化したものである。その後、祭祀史料研究会及び名古屋古代史研究会で同内容を報告し御意見を賜った。また、漢籍の閲覧に関しては北村良和・山本敏雄氏の、文献入手にあたっては青山幹哉・松園斉・松島周一氏の、一宮町歴史民俗資料館では教育委員会桑原将人氏のお世話になった。記して謝意を表したい。